

平成20年第4回太子町議会定例会（第414回町議会）会議録（第1日）

平成20年8月28日

午前10時開会

議 事 日 程

- 1 議席の変更及び指定
- 2 会議録署名議員の指名
- 3 会期の決定
- 4 諸般の報告
- 5 常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 6 常任委員会委員の選任
- 7 発議第3号 太子町議会広報特別委員会の設置について
- 8 発議第4号 太子町議会広報の発行に関する条例を廃止する条例の制定について
- 9 報告第4号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 10 同意第3号 教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 11 同意第4号 教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 12 承認第2号 専決処分したものにつき承認を求めることについて
(平成20年度兵庫県太子町一般会計補正予算(第1号))
- 13 承認第3号 功労者等の承認について
- 14 議案第40号 平成20年度兵庫県太子町一般会計補正予算(第2号)
- 15 議案第41号 平成20年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 16 議案第42号 平成20年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 17 議案第43号 平成20年度兵庫県太子町老人保健特別会計補正予算(第1号)
- 18 議案第44号 平成20年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 19 議案第45号 平成20年度兵庫県太子町墓園事業特別会計補正予算(第1号)
- 20 議案第46号 平成20年度兵庫県太子町下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 21 議案第47号 平成20年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計補正予算(第1号)
- 22 議案第48号 平成20年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算(第1号)
- 23 議案第49号 糸井・矢田部地内客土工事委託契約の締結について
- 24 議案第50号 地方自治法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 25 議案第51号 太子町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 26 議案第52号 太子町ふるさと応援寄付条例の制定について
- 27 認定第1号 平成19年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 28 認定第2号 平成19年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 29 認定第3号 平成19年度兵庫県太子町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 30 認定第4号 平成19年度兵庫県太子町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 31 認定第5号 平成19年度兵庫県太子町墓園事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 32 認定第6号 平成19年度兵庫県太子町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 33 認定第7号 平成19年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 34 認定第8号 平成19年度兵庫県太子町水道事業会計決算の認定について
(認定第1号～認定第8号についての監査委員の審査報告)

本日の会議に付した事件

- 1 議席の変更及び指定

- 2 会議録署名議員の指名
- 3 会期の決定
- 4 諸般の報告
- 5 常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 6 常任委員会委員の選任
- 7 発議第3号 太子町議会広報特別委員会の設置について
- 8 発議第4号 太子町議会広報の発行に関する条例を廃止する条例の制定について
- 9 報告第4号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 10 同意第3号 教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 11 同意第4号 教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 12 承認第2号 専決処分したものにつき承認を求めることについて
(平成20年度兵庫県太子町一般会計補正予算(第1号))
- 13 承認第3号 功労者等の承認について
- 14 議案第40号 平成20年度兵庫県太子町一般会計補正予算(第2号)
- 15 議案第41号 平成20年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 16 議案第42号 平成20年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 17 議案第43号 平成20年度兵庫県太子町老人保健特別会計補正予算(第1号)
- 18 議案第44号 平成20年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 19 議案第45号 平成20年度兵庫県太子町墓園事業特別会計補正予算(第1号)
- 20 議案第46号 平成20年度兵庫県太子町下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 21 議案第47号 平成20年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計補正予算(第1号)
- 22 議案第48号 平成20年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算(第1号)
- 23 議案第49号 糸井・矢田部地内客土工事委託契約の締結について
- 24 議案第50号 地方自治法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 25 議案第51号 太子町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 26 議案第52号 太子町ふるさと応援寄付条例の制定について
- 27 認定第1号 平成19年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 28 認定第2号 平成19年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 29 認定第3号 平成19年度兵庫県太子町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 30 認定第4号 平成19年度兵庫県太子町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 31 認定第5号 平成19年度兵庫県太子町墓園事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 32 認定第6号 平成19年度兵庫県太子町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 33 認定第7号 平成19年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 34 認定第8号 平成19年度兵庫県太子町水道事業会計決算の認定について
(認定第1号～認定第8号についての監査委員の審査報告)

会議に出席した議員

1 番	井 川 芳 昭	2 番	清 原 良 典
3 番	中 島 貞 次	4 番	服 部 千 秋
5 番	長谷川 原 司	6 番	井 村 淳 子
7 番	中 井 政 喜	9 番	花 畑 奈知子
10 番	佐 野 芳 彦	11 番	熊 谷 直 行
12 番	上 田 富 夫	13 番	村 田 興 亜

14番 桜井公晴

16番 北川嘉明

会議に欠席した議員

8番 嶋澤達也

会議に出席した事務局職員

局長 山本修三

書記 西田美智子

説明のため出席した者の職氏名

町長 首藤正弘

教育長 圓尾哲一

生活福祉部長 丸尾満

教育次長 塚原二良

監査委員 森川勝

15番 橋本恭子

書記 肥塚馨

副町長 八幡儀則

総務部長 佐々木正人

経済建設部長 富岡慎一

財政課長 香田大然

議長あいさつ

○議長（北川嘉明） 開会に先立ちまして一言ごあいさつを申し上げます。

日中はまだまだ暑い日もありますが、ようやく朝夕秋らしくなってきました。議員各位には、極めてご健勝にてご参集を賜り、本日ここに平成20年第4回太子町議会定例会（第414回町議会）が開会できますことは、町政伸展のためまことにご同慶にたえません。

まず、この機会に、去る7月27日に執行されました町長選挙におきまして町民の支持を得られ、めでたく当選されました首藤町長に対し、心より祝い申し上げます。

さらに、同時に行われました町議会議員補欠選挙におきまして佐野議員がめでたく当選され、本日ここにご参集賜っておりますこと重ねて祝い申し上げます。ともに今後ますますのご活躍を祈念申し上げます。

さて、今期定例会は平成19年度一般会計、特別会計、公営企業会計の決算認定を初め議会組織の補充整備に関するもの、人事案件、条例の制定、補正予算など多数の重要案件を長期間にわたりご審議いただくことになっております。さらに、会期中には平成19年度決算審議のため一般会計決算委員会の設置も予定されているところであります。何とぞ議員各位におかれましては、格別のご精励を賜

り、慎重にご審議の上、適切妥当な結論が得られますようお願い申し上げまして、まことに簡単措辞ではございますが、開会のごあいさつといたします。

町長。

~~~~~

#### 町長あいさつ

○町長（首藤正弘） 皆さんおはようございます。

平成20年第4回太子町議会定例会（第414回町議会）が開会されるに当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

猛烈な暑さも峠を越えましたが、まだまだ暑い日が続いております。議員各位におかれましては、何かとご多忙のところをご健勝にて本会議にご出席いただきましたことに厚くお礼を申し上げます。平素は、町行政各般の伸展にご理解、ご協力を賜っておりますこと、まことにご同慶にたえない次第であります。

このたび任期満了に伴う太子町長選挙におきまして町民の皆様の信託を受け、不肖私が8月6日から3期目の町政の執行を務めることになりました。身に余る光栄でありますとともに、改めてその責任の重大さを痛感しているところでございます。

また、町長選挙と同日に行われました町議会議員補欠選挙において当選されました佐野

議員をお迎えすることとなりました。どうか議員各位におかれましては、倍旧のご支援、ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

さて、今期定例会におきましては、提出させていただいております人事を初め表彰、予算、契約、条例並びに各会計の決算などの重要案件の審議をお願い申し上げるものであります。

提出いたしました各案件の内容につきましては後ほど説明させていただきたいと存じますが、何とぞ慎重なる審議を賜り、原案のとおりご議決をいただきますようお願い申し上げます。まことに簡単ではございますが、定例町議会の開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたしますします。

~~~~~

(開会 午前10時04分)

○議長(北川嘉明) ただいまの出席議員は15名です。定足数に達していますので、ただいまから平成20年第4回太子町議会定例会(第414回町議会)を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手許に配りましたとおりです。

これから日程に入ります。

~~~~~

#### 日程第1 議席の変更及び指定

○議長(北川嘉明) 日程第1、議席の変更及び指定を行います。

今回新たに当選されました佐野芳彦議員の議席に関連し、会議規則第4条第2項及び第3項の規定により、議長において議席の変更及び指定を行います。

その議席番号及び氏名を職員に朗読させます。

○議会事務局長(山本修三) 議席5番服部千秋議員を4番へ、議席6番長谷川原司議員を5番へ、議席7番井村淳子議員を6番へ、議席8番中井政喜議員を7番へ、議席9番嶋澤達也議員を8番へ、議席10番花畑奈知子議

員を9番へ、佐野芳彦議員を10番へ。

以上でございます。

○議長(北川嘉明) ただいま朗読したとおり、それぞれ議席の変更及び指定をします。

ただいま決定しました議席には、本日よりお着きを願います。

~~~~~

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長(北川嘉明) 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、橋本恭子議員、井川芳昭議員を指名します。

~~~~~

#### 日程第3 会期の決定

○議長(北川嘉明) 日程第3、会期の決定を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月30日までの34日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(北川嘉明) 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月30日までの34日間に決定しました。

~~~~~

日程第4 諸般の報告

○議長(北川嘉明) 日程第4、諸般の報告を行います。

まず、会議規則第99条第2項の規定によって、議員の辞職許可を報告します。

上山隆弘議員から、平成20年6月30日をもって太子町長選挙に立候補のため議員辞職したい旨の申し出があり、同日付をもって議員辞職を許可したのでご報告します。

次に、平成20年第3回定例会において議決され、その取り扱いを議長に一任されておりました次期定数改善計画の実施と義務教育費国庫負担制度の2分の1還元と堅持に関する件を求める意見書につきましては、議決後直ちに関係方面に提出し、その善処方を要望しておきましたのでご了承願います。

次に、本日町長から議案26件が提出されました。したがって、議案はその件名一覧表をつけてお手許に配っておきましたからご了承願います。

次に、監査委員から地方自治法第235条の2の規定に基づき、平成19年度5月分、平成20年度5月分及び平成20年度6月分の例月出納検査報告書が提出されました。したがって、その写しをお手許に配っておきましたからご了承願います。

次に、地方自治法第121条の規定に基づき、説明のため本定例会に出席を求めました者の職氏名はお手許に配っております一覧表のとおりです。このうち森川勝監査委員には、本日と定例会3日目、4日目の会議のみ出席要求をいたしておりますのでご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~

#### 日程第5 常任委員会の閉会中の所管事務調査報告

○議長（北川嘉明） 日程第5、常任委員会の閉会中の所管事務調査報告を行います。

各常任委員会の委員長から会議規則第77条の規定に基づき、総務常任委員会が7月10日及び8月7日の委員会開催分、福祉文教常任委員会が7月9日及び8月6日の委員会開催分、経済建設常任委員会が7月8日及び8月12日の委員会開催分の所管事務調査報告書が提出されましたが、既に配付済みですのでご了承願います。

これで常任委員会の閉会中の所管事務調査報告を終わります。

~~~~~

日程第6 常任委員会委員の選任

○議長（北川嘉明） 日程第6、常任委員会委員の選任を行います。

1名の議員辞職により総務常任委員会及び経済建設常任委員会にそれぞれ1名の欠員が生じました。

お諮りします。

今回新たに当選された佐野芳彦議員の常任

委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって総務常任委員会委員及び経済建設常任委員会委員に選任したいと思えます。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 異議なしと認めます。したがって、佐野芳彦議員の常任委員会委員の選任については、総務常任委員会委員及び経済建設常任委員会委員に選任することに決定しました。

~~~~~

#### 日程第7 発議第3号 太子町議会広報特別委員会の設置について

○議長（北川嘉明） 日程第7、発議第3号太子町議会広報特別委員会の設置についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（北川嘉明） 本案について趣旨説明を求めます。

発議者を代表して桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 おはようございます。

ただいま上程をされました発議第3号太子町議会広報特別委員会の設置につきまして提案理由並びに要綱案の説明をいたします。

議会では議会の改革課題といたしまして議会の広報広聴活動、2つ目には政務調査費並びに報酬等のあり方、さらには議員の倫理条例、基本条例の検討をこれまで議会内部で回を重ねて検討をまいりました。先に倫理条例の制定を見たわけではありますが、今般は今時提出の広報特別委員会を設置することを決めまして、議会運営委員会のメンバーが連名で発議すると、こういうふうになったのでございます。

この制定に当たりまして、基本的には議会の広報がこれまで議会だよりの編集委員会で行ってまいりましたが、全体的には特別委員会でより一層内容の充実を図る、さらには広聴活動を行うということで進めるものであります。議会の事務事業の中では極めて重要なことでもありますので、これを住民と

議会と町行政に対する関心をより一層町民の皆さんに深めていただく、そういう面からただいま言いましたように、広報広聴活動を活性化させる、そういう目的で設置するものがあります。

要綱、太子町議会広報特別委員会設置要綱を読み上げて提案にかえさせていただきます。

1つ、設置目的。1、住民に町政の内容及び議会の活動内容を知らせる。2つ目に、議員の活動、審議の充実及び記録など議会機能の向上を図る。3つ目に、広報活動の拡充、広聴機能のあり方を調査研究し、広報広聴活動の方向を定める。4つ目に、議会広報の発行を行うというものでございます。

委員会の設置については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第115条の趣旨にのっとり、太子町議会広報を発行するため本委員会を設置する。

委員会の名称といたしましては、太子町議会広報特別委員会といたします。

委員の定数は7名以内といたします。

委員会の設置期間は、目的達成までといたしますが、他の自治体議会等でも行われている常任委員会化いたしまして、これらの機能を果たすというところもありますので、目的達成とは常任委員会化して恒常的に活動ができる基盤が確立されたときというふうにしていただきたいと思います。

それから、調査の経費といたしましては、各年度の議会費のうち、議長の決定した額といたします。

それから、議会広報の発行については、議会広報等の発行はこの設置要綱の定めるもののほか、別に定める太子町議会広報の発行に関する規程によります。

この規程は、この条例が公布発行すると同時に効力を発するようにいたしたいと思えます。

その他として、この委員会は議会閉会中においても継続審議を行うことができるものといたします。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（北川嘉明） 趣旨説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 討論なしと認めます。

これから発議第3号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案を可決することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（北川嘉明） 挙手全員です。したがって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま設置されました太子町議会広報特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、お手許に配りました名簿のとおり指名したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 異議なしと認めます。したがって、太子町議会広報特別委員会の委員は、お手許に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

ここで暫時休憩します。

（休憩 午前10時19分）

（再開 午前10時19分）

○議長（北川嘉明） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、ご報告申し上げます。

休憩中に太子町議会広報特別委員会が開催され、委員会条例第8条第2項に基づき、委員の互選により委員長に服部千秋議員、副委員長に中島貞次議員が選任されましたので、ご報告申し上げます。

以上で報告は終わります。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

**日程第8 発議第4号 太子町議会広報  
の発行に関する条例を廃止す  
る条例の制定について**

○議長（北川嘉明） 日程第8、発議第4号  
太子町議会広報の発行に関する条例を廃止す  
る条例の制定についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（北川嘉明） 本案について趣旨説明  
を求めます。

発議者を代表して桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 ただいま上程をされました  
発議第4号太子町議会広報の発行に関する条  
例を廃止する条例の制定につきまして提案理  
由の説明をいたします。

ただいま広報特別委員会の設置要綱を可決  
をいただきましたので、これに基づいてこれ  
までございました太子町議会広報の発行に関  
する条例をただいま前の議案で説明いたしま  
したような理由でもってこの条例を廃止し、  
今度は特別委員会でこの機能を果たすとい  
うことにしてまいりますので、よろしく願い  
いたします。

それから、あわせて本町議会では広報編集  
要綱も持っておりまして、これは議会広報の  
内容を定めたものでありますが、今後はただ  
いまも申し上げましたように、規程を設ける  
ことによってこれらの要綱の内容も含んでお  
りますので、今後広報発行に遺漏のない形を  
とりますから、要綱についても廃止するもの  
でございます。

本条例は公布の日から施行する、このよう  
にいたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（北川嘉明） 趣旨説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 討論なしと認めます。

これから発議第4号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案を可決することに賛成の方は挙手願  
います。

（挙手全員）

○議長（北川嘉明） 挙手全員です。したが  
って、発議第4号は原案のとおり可決されま  
した。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

**日程第9 報告第4号 健全化判断比率  
及び資金不足比率の報告につ  
いて**

○議長（北川嘉明） 日程第9、報告第4号  
健全化判断比率及び資金不足比率の報告につ  
いてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（北川嘉明） 本案について提案理由  
の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 報告第4号健全化判断  
比率及び資金不足比率の報告について説明さ  
せていただきます。

本案件につきましては、地方公共団体の財  
政の健全化に関する法律第3条第1項及び同  
法第22条第1項の規定により、平成19年度決  
算について、実質赤字比率、連結実質赤字比  
率、実質公債費比率、将来負担比率及び資金  
不足比率を報告させていただくものでござい  
ます。よろしくお願いいたします。

○議長（北川嘉明） 提案理由の説明が終わ  
りました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 質疑なしと認めます。

以上で報告第4号を終わります。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

**日程第10 同意第3号 教育委員会の**

委員の任命につき同意を求  
めることについて

○議長（北川嘉明） 日程第10、同意第3号  
教育委員会の委員の任命につき同意を求める  
ことについてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（北川嘉明） 本案について提案理由  
の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 同意第3号教育委員会  
の委員の任命につき同意を求めることについ  
て説明を申し上げます。

本案件につきましては、教育委員会の委員  
をお願いしております龍田晃氏の任期が本年  
9月30日付をもって満了となることに伴い、  
引き続き同氏を任命したいため、地方教育行  
政の組織及び運営に関する法律第4条第1項  
の規定に基づき、町議会の同意を求めるもの  
であります。

任期は平成20年10月1日から24年9月30日  
までの4カ年であります。よろしくご審議を  
賜り、原案のとおりご同意いただきますよう  
お願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（北川嘉明） 提案理由の説明が終わ  
りました。

お諮りします。

ただいま上程中の議案は同意人事に関する  
案件ですので、議事の順序を省略して、直ち  
に採決を行いたいと思います。ご異議ありま  
せんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 異議なしと認めます。  
したがって、直ちに採決を行います。

これから同意第3号を採決します。

この採決は無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

（議場閉鎖）

○議長（北川嘉明） ただいまの出席議員は  
14名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第

32条第2項の規定によって、立会人に熊谷直  
行議員及び上田富夫議員を指名します。

投票用紙を配ります。

（投票用紙配付）

○議長（北川嘉明） 念のため申し上げま  
す。本案を可とする方は賛成と、否とする方  
は反対と記載願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否  
を表明しない投票及び賛否が明らかでない投  
票は否とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 配付漏れなしと認めま  
す。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○議長（北川嘉明） 異状なしと認めます。  
ただいまから投票を行います。

職員が氏名を呼び上げますので、順番に投  
票願います。

（職員点呼、投票）

○議長（北川嘉明） 投票漏れはありません  
か。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 投票漏れなしと認めま  
す。

投票を終わります。

ただいまから開票を行います。

熊谷直行議員及び上田富夫議員、開票の立  
ち会いをお願いします。

（開 票）

○議長（北川嘉明） それでは、投票の結果  
を報告します。

投票総数 14票です。

投票のうち賛成 12票、反対 2票

以上のとおり賛成が多数です。したがっ  
て、同意第3号は原案のとおり同意されまし  
た。

議場の出入り口を開きます。

（議場開鎖）

~~~~~

日程第11 同意第4号 教育委員会の

**委員の任命につき同意を求
めることについて**

○議長（北川嘉明） 日程第11、同意第4号教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（北川嘉明） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 同意第4号教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて説明を申し上げます。

本案件につきましては、教育委員会の委員をお願いしております富岡敏明氏の任期が本年9月30日付をもって満了となることに伴い、その後任として太子町竹広232番地に在住しておられます福田幸代氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、町議会の同意を求めるものであります。

福田氏の経歴は、参考資料のとおりであります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第4項の規定による保護者委員として任命するもので、適任者であると考えております。

任期は平成20年10月1日から24年9月30日までの4カ年であります。よろしく審議を賜り、原案のとおり同意いただきますようお願い申し上げます。

○議長（北川嘉明） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま上程中の議案は同意人事に関する案件ですので、議事の順序を省略して、直ちに採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」の声あり）

○議長（北川嘉明） 異議ありますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

服部千秋議員。

○服部千秋議員 質疑をいたします。

この方をどうこうという意味でなくて、富岡氏は多分行政経験があるということで入っておられたと思うんですが、このたびの方は行政出身でなく、現場の経験の方なんです。この方をどうこうという趣旨でなくて、行政の経験もされた方も従来1人入れるというふうな流れで進んできていたかと私は記憶しておるんですが、この今福田さん、それから先ほどの龍田さん以外で行政経験の方が残っておられるのか、そのあたり全体的なことの中での答弁をお願いします。

○議長（北川嘉明） 教育長。

○教育長（圓尾哲一） 残りの3人の方は行政経験の方はございません。今回の重要なポイントは、保護者の代表を入れるということの今回の法改正で地方教育行政の運営に関する法律の第4条第4項、先ほど町長が読み上げましたんですが、その法に基づいて20歳未満のお子さんをお持ちの保護者の方を入れるという点の縛りがありましたので、そういう方向で選任させていただきました。

以上です。

○議長（北川嘉明） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 従来から議会と行政側が、私も議員になってまだ5年しかたってませんが、それより前からのいろいろな申し合わせといいますか、これはこうしようというようなことがあったと思うんですけれども、そういうことと違うことがこのたび出ていて、この福田さんという方をどうこうという趣旨で私は決して申し上げておりませんが、そういう今教育長がご説明になったこととかあるいは従来のことのある中で、私はこういったこともきちんと前もってご説明をいただくなり提案のときに説明いただくなり、私は前もって、従来から前もっての部分もございましたので、そういうご説明はしてほしかったなというふうに思っております。このことを申し上げます。

○議長（北川嘉明） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 討論なしと認めます。

これから同意第4号を採決します。

この採決は無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

（議場閉鎖）

○議長（北川嘉明） ただいまの出席議員は14名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に村田興亞議員及び桜井公晴議員を指名します。

投票用紙を配ります。

（投票用紙配付）

○議長（北川嘉明） 念のため申し上げます。本案を可とする方は賛成と、否とする方は反対と記載願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は否とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○議長（北川嘉明） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

職員が氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

（職員点呼、投票）

○議長（北川嘉明） 投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

ただいまから開票を行います。

村田興亞議員及び桜井公晴議員、開票の立ち会いをお願いします。

（開 票）

○議長（北川嘉明） それでは、投票の結果を報告します。

投票総数 14票です。

投票のうち賛成 10票、反対 4票

以上のとおり賛成が多数です。したがって、同意第4号は原案のとおり同意されました。

議場の出入り口を開きます。

（議場開鎖）

~~~~~

**日程第12 承認第2号 専決処分した  
ものにつき承認を求めること  
について（平成20年度  
兵庫県太子町一般会計補正  
予算（第1号））**

○議長（北川嘉明） 日程第12、承認第2号 専決処分したものにつき承認を求めることについて（平成20年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第1号））を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（北川嘉明） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 承認第2号専決処分したもののにつき承認を求めることについてであります。本案件は平成20年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第1号）であります。

この補正予算は、議会議員補欠選挙が7月27日の町長選挙と同日に行われることとなったため、その事務執行のため編成したもので、町議会の招集する時間的余裕がないため専決処分をさせていただいております。

その内容は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ278万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を83億7,193万8,000円とするものであります。歳入予算の補正内容につきまし

ては、財政調整基金繰入金の追加であります。

次に、歳出予算の補正内容につきましては、太子町議会議員補欠選挙費において、報酬、職員手当等の人件費、ポスター掲示板、投票用紙等、補欠選挙に伴います経費を計上しております。よろしくご審議を賜り原案のとおり承認いただきますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

○議長（北川嘉明） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 討論なしと認めます。

これから承認第2号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案は承認することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（北川嘉明） 挙手全員です。したがって、承認第2号は承認することに決定しました。

~~~~~

日程第13 承認第3号 功労者等の承認について

○議長（北川嘉明） 日程第13、承認第3号 功労者等の承認についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（北川嘉明） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 承認第3号功労者等の承認について説明を申し上げます。

本案件につきましては、太子町表彰条例及び同施行規則の規定に基づき、功労者の表彰を行いたいため議会の承認を求めるものであ

ります。

今年度は、自治功労賞として、昭和62年4月に当選されて以来、5期20年の長きにわたり町議会議員として在職され、町の振興発展に貢献された橘幸孝氏、平成7年4月に当選されて以来、3期12年の長きにわたり町議会議員として在職され、町の振興発展に貢献された首藤亨氏、社会功労賞として、昭和55年より27年間の長きにわたり民生委員、児童委員として地域福祉の向上に貢献された岩本和子氏、昭和61年より21年間の長きにわたり民生委員、児童委員として地域福祉の向上に貢献された森川ちか子氏、平成4年より15年間の長きにわたり民生委員、児童委員として地域福祉の向上に貢献された岡田喜之氏、同じく平成4年より15年間の長きにわたり民生委員、児童委員として地域福祉の向上に貢献された井手那美子氏、文化功労賞として、昭和54年3月に太子町文化協会発足と同時に太子町文化協会理事に就任、以来28年間の長きにわたり町の伝統文化育成と継承に努められた山本多美子氏について、去る7月15日にまちづくり審議会に諮問し、答申をいただいております。

なお、功績内容は参考資料のとおりでありますので、ご承認いただきますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

○議長（北川嘉明） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 討論なしと認めます。

これから承認第3号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案は承認することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(北川嘉明) 挙手全員です。したがって、承認第3号は承認することに決定しました。

お諮りします。

本日の日程第14、議案第40号から日程第34、認定第8号までは、本日は提案説明のみにとどめ、質疑は第3日目以降に行いたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(北川嘉明) 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

~~~~~

**日程第14 議案第40号 平成20年度  
兵庫県太子町一般会計補  
正予算(第2号)**

○議長(北川嘉明) 日程第14、議案第40号平成20年度兵庫県太子町一般会計補正予算(第2号)を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

○議長(北川嘉明) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(首藤正弘) 議案第40号平成20年度兵庫県太子町一般会計補正予算(第2号)について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、人件費の補正、事業執行に伴う関係経費の補正、債務負担行為の補正及び地方債の補正であります。

その内容は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億572万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を87億7,766万円とするものであります。

歳入予算につきましては、地方特例交付金、地方交付税、分担金及び負担金、県支出金、繰越金、諸収入、町債及び寄附金の追加と配当割交付金、繰入金の減額であります。

次に、歳出予算におきましては、議会費、総務費、民生費、農林水産業費、消防費及び教育費の追加と衛生費及び土木費の減額であります。

また、債務負担行為の補正につきましては、糸井・矢田部地内客土工事委託事業を追加するものであります。

また、地方債の補正については、臨時財政対策債の限度額を変更するものであります。

詳細につきましては副町長より説明いたしますので、慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長(北川嘉明) 副町長。

○副町長(八幡儀則) ただいま上程されました議案第40号平成20年度兵庫県太子町一般会計補正予算(第2号)について詳細説明を申し上げます。

歳出からご説明いたします。

全体を通して人件費につきましては、退職者、新卒者の異動等により3,718万1,000円の減額となっております。

20ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目6企画費につきましては、竹澤健介選手の北京オリンピック出場に伴う北京オリンピック応援事業によるものでございます。

22ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目7電子計算機費につきましては、制度改正に伴う各種システム委託料、使用料等によるものでございます。

続きまして、目13基金費でございますが、平成19年度からの繰越金による財政調整基金積立金の追加及びふるさと納税制度創設に伴う基金の設置によるものでございます。

26ページをお願いいたします。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、節28繰出金につきましては、国民健康保険特別会計の補正による追加でございます。

同様に目2老人福祉費、目3老人医療費、目4後期高齢者医療費の節28繰出金につきましても、それぞれ介護、老人保健、後期高齢者医療の各特別会計の補正によるものでございます。

30ページをお願いいたします。

款4衛生費、項2清掃費、目1清掃総務費、節19負担金補助及び交付金につきましては、揖龍保健衛生施設事務組合負担金の減によるものでございます。

続きまして、款6農林水産業費、項1農業費、目5農地費、節13委託料につきましては、東芝姫路工場からの工場排水に起因する土壌汚染の根本的解決に向けた対策として、該当地域の土壌入れかえのための工事委託料追加によるものでございます。

34ページをお願いいたします。

款8土木費、項4都市計画費、目2下水道事業費、節28繰入金につきましては、下水道前処理場事業特別会計の補正によるものでございます。

36ページをお願いいたします。

款10教育費、項1教育総務費、目2事務局費、節7賃金につきましては、職員の産休代替による事務員賃金の追加によるものでございます。

続きまして、項2小学校費、目1学校管理費、節13委託料につきましては、平成20年度より兵庫県下において4年生までは35人学級とすることに伴い、太田小学校で平成23年度に2教室の不足が見込まれるため、実施設計を行うものでございます。また、龍田小学校につきましては、校舎の耐震補強に係る実施設計でございます。

目2教育振興費、節7賃金につきましては、石海、太田小学校に加え、新たに斑鳩小学校にもスクールアシスタントを1名配置することによるものでございます。

38ページをお願いいたします。

項5社会教育費、目3青少年教育費、節15工事請負費につきましては、斑鳩小学校において新たに学童保育施設設置のための工事費追加によるものでございます。

以上で歳出の詳細説明を終わります。

歳入のご説明を申し上げます。

12ページをお願いいたします。

款4配当割交付金、項1配当割交付金、目

1配当割交付金1,000万円の減額。

款9地方特例交付金、項1地方特例交付金、目1地方特例交付金3,649万6,000円の追加。

項2特別交付金、目1特別交付金2万円の追加。

款10地方交付税、項1地方交付税、目1地方交付税7,677万6,000円の追加につきましては、交付決定によるものでございます。

款12分担金及び負担金、項1負担金、目2農林水産業費負担金1億8,057万9,000円の追加につきましては、歳出で申し上げましたとおり、東芝からの土壌入れかえ工事負担金によるものでございます。

14ページをお願いいたします。

款15県支出金、項2県補助金、目1民生費県補助金133万6,000円の追加につきましては、各種補助金、委託金の過年度精算及び追加によるものでございます。

16ページをお願いいたします。

款17繰入金、項1特別会計繰入金、目1墓園事業特別会計繰入金及び目2老人保健特別会計繰入金の追加につきましては、各特別会計の補正によるものでございます。

項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金9,579万6,000円の減額につきましては、歳入歳出予算の調整によるものでございます。

款18繰越金、項1繰越金、目1繰越金2億601万1,000円の追加につきましては、平成19年度一般会計実質収支に伴うものでございます。

18ページをお願いいたします。

款19諸収入、項5雑入、目1雑入、節1総務費雑入48万8,000円の追加につきましては、裁判員制度導入に伴う交付金によるものでございます。

5ページの第2表債務負担行為補正につきましては、歳入歳出で申し上げましたとおり土壌汚染該当地域の土壌入れかえ事業によるもので、平成20年度より2カ年で実施する予定でございます。

以上で平成20年度兵庫県太子町一般会計補

正予算（第2号）の詳細説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（北川嘉明） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第15 議案第41号 平成20年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（北川嘉明） 日程第15、議案第41号平成20年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（北川嘉明） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第41号平成20年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、異動等に伴う人件費の補正、保険給付費、前年度精算等の補正であります。

その内容は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億4,982万円を追加し、歳入歳出予算の総額を28億7,244万3,000円とするものであります。

歳入予算につきましては、国庫支出金、療養給付費等交付金、県支出金、繰入金、繰越金の追加と国民健康保険税、前期高齢者交付金の減額であります。

歳出予算としましては、総務費、保険給付費、後期高齢者支援金と諸支出金の追加と前期高齢者納付金と老人保健拠出金、介護納付金の減額であります。

詳細につきましては副町長より説明を申し上げますので、慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（北川嘉明） 副町長。

○副町長（八幡儀則） 議案第41号平成20年

度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、歳出は退職者医療制度の改正に伴い、当初予算編成時と、7月本算定時における一般被保険者と退職被保険者の被保険者数の変動や医療費の増加に伴う保険給付費の追加、また社会保険診療報酬支払基金からの額の決定通知による後期高齢者支援金、前期高齢者納付金、老人保健医療費拠出金、介護納付金の追加並びに平成19年度の療養給付費負担金及び退職者医療療養給付費等交付金の実績報告による償還金の追加であります。

一方、歳入では、歳出予算の補正と同様に、当初予算編成時と7月本算定時における一般被保険者と退職被保険者の被保険者数の変動による国民健康保険税並びに歳出の補正に伴い補正するもので、歳入不足をその他一般会計繰入金で財源調整しております。

歳出からご説明申し上げます。

12ページをお願いいたします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費については、人事異動による人件費の補正として1,214万1,000円を計上いたしております。

次に、款2保険給付費についてでございますが、当初予算編成時には医療分、後期高齢者支援金分で7,728人、介護納付金分で2,462人を予想しておりましたが、一般被保険者が7月本算定時では、医療分、後期高齢者支援金分が7,331人と397人減少、また介護納付金分についても2,159人と303人減少をいたしております。また、当初予算編成時に医療分、後期高齢者支援金分で退職被保険者を549人と予想しておりましたが、7月本算定時で808人と259人増加、また介護納付金分についても455人から706人と251人が増加しているため、これに合わせ保険給付費を補正するものでございます。

項1療養諸費、目1一般被保険者療養給付費については、この理由により減額補正が通

常考えられますが、現時点での医療費、また今後の医療費の動向を勘案しますと、逆に大幅な追加補正が必要であり、3月から5月診療分までの実績により今後の支出見込みをしました結果、7,256万6,000円を追加いたしております。

同様に目2退職被保険者等療養給付費についても3月から5月診療分まで、目4退職被保険者等療養費、また項2高額療養費、目2退職被保険者等高額療養費については、3月から6月分までの実績により今後の支出見込みをしました結果、それぞれ4,091万1,000円、461万1,000円、1,435万1,000円を追加しております。

款3後期高齢者支援金等、款4前期高齢者納付金等、款5老人保健拠出金、款6介護納付金については、社会保険診療報酬支払基金からの額の確定等の通知により補正をいたしております。

款11諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目1一般被保険者保険税還付金については4月から7月までの届け出による社会保険への遡及加入や所得更正等の実績により今後の支出見込みをしました結果、100万円を追加いたしております。

目3償還金については、平成19年度の療養給付費負担金及び退職者医療療養給付費等交付金の実績報告による償還金の追加であり、計4,036万8,000円を追加いたしております。

歳入についてご説明申し上げます。

6ページをお願いいたします。

款1国民健康保険税、項1国民健康保険税、目1一般被保険者国民健康保険税の節1医療給付費分現年課税分、節2後期高齢者支援金分現年課税分につきましては、歳出でも申し上げましたが、7月の本算定において当初予算と比較し、一般被保険者数が397人減少しており、それぞれ3,954万8,000円、1,290万1,000円の減額としております。節3介護納付金分現年課税分につきましても、一般被保険者数が303人減少しており、658万9,000円の減額としており、一般被保険者、

国民健康保険税全体で5,903万8,000円を減額いたしております。

目2退職被保険者等国民健康保険税の節1医療給付費分現年課税分、節2後期高齢者支援金分現年課税分につきましては、7月の本算定において当初予算と比較し、退職被保険者数が259人増加しており、それぞれ2,103万7,000円、586万9,000円を追加いたしております。節3介護納付金分現年課税分につきましても退職者被保険者数が251人増加しており698万3,000円を追加しており、退職被保険者等国民健康保険税全体で3,388万9,000円を追加いたしております。

款4国庫支出金、項1国庫負担金、目1療養給付費等負担金については、4,513万9,000円を追加いたしております。これは、一般被保険者療養給付費等の追加によるものでございます。

項2国庫補助金、目1財政調整交付金、節1普通調整交付金953万3,000円を追加しております。これにつきましても一般被保険者療養給付費等の追加によるものでございます。

款5療養給付費等交付金、項1療養給付費等交付金、目1療養給付費等交付金については、5,930万3,000円を追加しております。これは退職被保険者等療養給付費等の追加によるものでございます。

款6前期高齢者交付金、項1前期高齢者交付金、目1前期高齢者交付金については、社会保険診療報酬支払基金からの通知のあった平成20年度高齢者医療制度及び病床転換助成事業納付金額等計算書による額の確定によるもので、9,186万1,000円を減額いたしております。なお、この制度は老人保健拠出金や介護納付金と同様、概算で算出した分は2年後の平成22年度に精算されるものでございます。

款7県支出金、項1県補助金、目2財政調整交付金、節1普通調整交付金については、国庫支出金と同様の積算で816万9,000円を追加いたしております。

款11繰入金、項1他会計繰入金、目1一般

会計繰入金、節2職員給与費等繰入金については、一般管理費を追加したことにより1,214万1,000円を追加いたしております。節5その他一般会計繰入金については、歳入歳出予算補正の財源調整を行うため、1億5,481万6,000円を追加いたしております。

款12繰越金、項1繰越金、目1療養給付費等交付金繰越金につきましては、平成19年度退職医療療養給付費等交付金の実績報告による返還金について、前年度繰越金と区別して充当する必要があるため、3,903万3,000円を追加いたしております。

目1その他繰越金につきましては、平成19年度実質収支額7,773万1,779円から療養給付費等交付金繰越金を差し引いた3,869万6,000円を追加いたしております。

以上の結果、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億4,982万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億7,244万3,000円とするものでございます。

以上で平成20年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の詳細説明を終わります。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（北川嘉明） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

**日程第16 議案第42号 平成20年度  
兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第1号）**

○議長（北川嘉明） 日程第16、議案第42号平成20年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（北川嘉明） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第42号平成20年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、異動等に伴う人件費の

補正と前年度精算等の補正であります。

その内容は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,135万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を14億2,239万9,000円とするものであります。

歳入予算につきましては、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、繰越金の追加と繰入金の減額であります。

歳出予算としましては、総務費、介護サービス事業費、基金積立金及び諸支出金の追加と地域支援事業費の減額であります。

詳細につきましては副町長より説明を申し上げますので、慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

○議長（北川嘉明） 副町長。

○副町長（八幡儀則） ただいま上程されました議案第42号平成20年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第1号）について詳細説明を申し上げます。

10ページをお願いいたします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費については、介護保険担当職員の異動によるものとして、節2給料で112万5,000円、節3職員手当等で76万9,000円、節4共済費で47万2,000円、節19負担金補助及び交付金で10万3,000円追加いたしております。

款2保険給付費、項1介護諸費、目1介護サービス費、目2予防サービス費、目3高額介護サービス費、目4特定入所者サービス費、目5審査支払手数料については、調整交付金減額に伴い財源組み替えを行っております。

12ページをお願いいたします。

款3介護サービス事業費、項1介護サービス事業費、目1介護サービス事業費については、時間外勤務手当の増として、節3職員手当等で20万円、共済組合費の負担金率変更によるものとして節4共済費で5万2,000円追加いたしております。

款5地域支援事業費、項2包括的支援事業費、目1包括的支援事業費については、介護



保険担当職員の異動によるものとして、節2給料で90万8,000円、節3職員手当等で13万3,000円、節4共済費で35万3,000円、節19負担金補助及び交付金で17万5,000円追加し、節7賃金で嘱託保健師の賃金を212万円減額し、合わせて55万1,000円減額をいたしております。

款6基金積立金、項1基金積立金、目1基金費については、平成19年度からの繰越金のうち平成19年度の事務費繰入金精算分を除いた純粋な介護保険料の剰余金を決算剰余金処分積み立てとして2,081万4,000円追加し、調整交付金交付率削減による介護保険料繰り出し分として201万4,000円減額し、合わせて1,880万円追加し、平成20年度以降の給付費の財源に充てるため積み立てをいたします。

款9諸支出金、項1償還金、目1償還金については、平成19年度事業精算の結果、国庫、県費、支払基金への返還金として38万7,000円計上いたしております。

歳入についてご説明申し上げます。

6ページをお願いいたします。

款4国庫支出金、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金については、平成19年度事業精算の結果、過年度精算分として238万6,000円追加いたしております。

項2国庫補助金、目1調整交付金については、調整交付金交付率削減により201万4,000円減額いたしております。

款5支払基金交付金、項1支払基金交付金、目1介護給付費交付金については、平成19年度事業精算の結果、過年度精算分として285万2,000円追加いたしております。

款6県支出金、項1県負担金、目1介護給付費負担金については、平成19年度事業精算の結果、過年度精算分として210万5,000円追加いたしております。

款8繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金については、平成19年度からの繰越金のうち事務費繰入金精算分と平成19年度事業過年度精算分と異動等による給料等の分を合わせて486万2,000円減額いたしております。

す。

8ページをお願いいたします。

款9繰越金、項1繰越金、目1繰越金については、平成19年度からの繰越金として2,089万円を追加いたしております。

以上で平成20年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第1号）についての詳細説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（北川嘉明） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第17 議案第43号 平成20年度兵庫県太子町老人保健特別会計補正予算（第1号）

○議長（北川嘉明） 日程第17、議案第43号平成20年度兵庫県太子町老人保健特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（北川嘉明） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第43号平成20年度兵庫県太子町老人保健特別会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、医療費支給費前年度精算等の補正であります。

その内容は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ973万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億9,808万7,000円とするものであります。

歳入予算につきましては、支払基金交付金、国庫支出金、県支出金、繰越金の追加と繰入金の減額であります。

歳出予算としましては、医療諸費、諸支出金、繰出金の追加であります。

詳細につきましては副町長より説明申し上げますので、よろしく審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます。提案説明といたします。

○議長（北川嘉明） 副町長。

○副町長（八幡儀則） ただいま上程されました議案第43号平成20年度兵庫県太子町老人保健特別会計補正予算（第1号）について詳細説明を申し上げます。

7ページをお願いいたします。

款2医療諸費、項1医療諸費、目2医療費支給費は、過誤分、月遅れ請求分が多数あるため100万円を追加いたしております。

款4諸支出金、項1償還金、目1償還金は平成19年度老人保健医療給付費の精算の結果、社会保険診療報酬支払基金からの医療費交付金が超過交付であったため、返還金として454万1,000円計上いたしております。

款5繰出金、項1繰出金、目1他会計繰出金、歳入の審査支払手数料交付金過年度分、医療費負担金過年度分及び前年度繰越金と一般会計繰入金との精算による差額として419万4,000円を計上いたしております。

歳入のご説明申し上げます。

5ページをお願いいたします。

款1支払基金交付金、項1支払基金交付金、目2審査支払手数料交付金は、平成19年度老人保健医療給付費の精算の結果、追加交付が生じたため15万1,000円追加しております。

款2国庫支出金、項1国庫負担金、目1医療費負担金も同様に1,783万8,000円を追加いたしております。

款3県支出金、項1県負担金、目1医療費負担金も同様に282万9,000円を追加しております。

款4繰入金、項1繰入金、目1一般会計繰入金は審査支払手数料交付金過年度分、医療費負担金過年度分及び前年度繰越金があったため、歳入の財源調整により1,655万7,000円を減額いたしております。

款5繰越金、項1繰越金、目1繰越金、前年度繰越金として547万4,000円を追加しております。

以上で詳細説明を終わります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（北川嘉明） 提案理由の説明が終わ

りました。

~~~~~

**日程第18 議案第44号 平成20年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）**

○議長（北川嘉明） 日程第18、議案第44号平成20年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（北川嘉明） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第44号平成20年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、異動等に伴う人件費とデータ作成委託料の補正であります。

その内容は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ212万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億8,856万円とするものであります。

歳入予算につきましては、一般会計繰入金の追加であります。

歳出予算につきましては、一般管理費において異動等に伴う人件費の補正と兵庫県後期高齢者医療広域連合に高額医療費該当情報を提供するためのデータ作成委託料の追加であります。

よろしくご審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げまして、提案説明とさせていただきます。

○議長（北川嘉明） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第19 議案第45号 平成20年度兵庫県太子町墓園事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（北川嘉明） 日程第19、議案第45号平成20年度兵庫県太子町墓園事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

○議長(北川嘉明) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(首藤正弘) 議案第45号平成20年度兵庫県太子町墓園事業特別会計補正予算(第1号)について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、前年度繰越金に伴う関係経費の補正であります。

その内容は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ534万円を追加し、歳入歳出予算の総額を2,452万1,000円とするものであります。

歳入予算につきましては、款、繰越金、目、繰越金を534万円追加しております。

歳出予算としましては、款、墓園事業費、目、一般管理費の繰出金を534万円追加いたしております。よろしくご審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長(北川嘉明) 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

**日程第20 議案第46号 平成20年度兵庫県太子町下水道事業特別会計補正予算(第1号)**

○議長(北川嘉明) 日程第20、議案第46号平成20年度兵庫県太子町下水道事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

○議長(北川嘉明) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(首藤正弘) 議案第46号平成20年度兵庫県太子町下水道事業特別会計補正予算(第1号)について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、異動等に伴う人件費の補正と高資本費対策借換債、資本費平準化債の地方債の補正であります。

その内容は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億2,355万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を19億4,486万5,000円とするものであります。

歳入予算につきましては、繰入金の減額、繰越金の追加、町債の下水道高資本費対策借換債算出変更による資本費平準化債の追加であります。

歳出予算としましては、下水道費と公債費の追加であります。下水道費においては、異動等に伴う人件費の補正であります。また、款、公債費、目、元金については、平成19年度公的資金補償金免除繰上償還等に係る公営企業経営健全化計画について国の承認を受け、高利率の起債の償還が認められましたので、当該繰上償還に伴う元金償還を追加しております。

なお、この繰上償還に伴う下水道高資本費対策借換債を歳入の款、町債、目、下水道債に計上いたしております。

また、地方債の補正については、歳入予算に合わせて下水道高資本費対策借換債を追加し、資本費平準化債の限度額を変更するものでございます。よろしくご審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長(北川嘉明) 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第21 議案第47号 平成20年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計補正予算(第1号)

○議長(北川嘉明) 日程第21、議案第47号平成20年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

○議長(北川嘉明) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(首藤正弘) 議案第47号平成20年度

兵庫県太子町前処理場事業特別会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、異動等に伴う人件費の補正と高資本費対策借換債の補正であります。

その内容は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,580万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億4,540万円とするものであります。

歳入予算については、繰越金、町債の追加と繰入金の減額であります。

歳出予算としましては、前処理場費と公債費の追加であります。

前処理場管理費については、異動等に伴う人件費の補正であります。公債費元金については、下水道事業特別会計と同じく国の承認を受け高利率の起債の償還が認められましたので、当該繰上償還に伴う元金償還金を追加しております。また、この繰上償還に伴う借換債を歳入の款、町債、目、下水道債に計上いたしております。

地方債の補正としまして、下水道高資本費対策借換債を歳入の町債と同額追加いたしております。よろしくご審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（北川嘉明） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

**日程第22 議案第48号 平成20年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第1号）**

○議長（北川嘉明） 日程第22、議案第48号平成20年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（北川嘉明） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第48号平成20年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第1

号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、異動等に伴う人件費の補正と事業執行に伴う関係経費の調整を行うものであります。

その内容としましては、収益的支出において職員の異動等により8万5,000円を減額し、収益的支出総額を5億4,886万1,000円とするものであります。資本的支出においては、職員の異動等により12万3,000円を追加し、立岡山北配水池関係の委託料の増減、流量計購入費を追加し、総額として3,301万7,000円を減額し、資本的収支総額を5,513万円としております。また、資本的収入支出の不足額については、過年度分損益勘定留保資金で補てんすることとしております。そのほか、予算に合わせて流用経費の額の変更を行っております。よろしく審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（北川嘉明） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第23 議案第49号 糸井・矢田部地内客土工事委託契約の締結について

○議長（北川嘉明） 日程第23、議案第49号糸井・矢田部地内客土工事委託契約の締結についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（北川嘉明） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第49号糸井・矢田部地内客土工事委託契約の締結について説明を申し上げます。

本町において昭和46年3月にカドミウムによる土壤汚染問題が発覚後、農用地土壤汚染対策法に基づく対策地域の指定を受け、土壤改良事業等の対策を実施し、指定地域の解除後は対策周辺地域における安全確認上の玄米調査を現在まで継続して実施してまいりまし

た。

このような中、根本解決に向けた対策が必要との観点から、昨年度より原因者である株式会社東芝にその対策の実施を働きかけ、県を含む３者で協議検討を重ねた結果、土壌の入れかえで根本解決を図るという内容で東芝との間において合意いたしました。

工事は東芝の負担で実施しますが、直営で実施するには人的体制及び専門技術職員の確保が困難であるため、神戸市中央区北長狭通５丁目５番１２号、兵庫県土地改良事業団体連合会会長職務代理者、副会長石川洋太郎へ３億５,１４１万６,０００円で工事委託をするものであります。

詳細につきましては、経済建設部長より説明申し上げますので、慎重なご審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（北川嘉明） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） それでは、ただいま上程されました議案第４９号糸井・矢田部地内容土工事委託契約の締結について詳細説明を申し上げます。

参考資料の中ほどにカラー刷りの図面がございますので、それを見ながら説明していきたいと思います。

今回委託します内容につきましては、測量、設計、業者発注及び施工監理業務でございます。

施工場所は図面水色の矢田部地内では筆数２６筆、台帳面積で２万６,７１５平方メートル、緑色の糸井地内では筆数は１６筆、面積は１万１,８９５平方メートルで、合計４２筆、３万８,６１０平方メートルの予定でございます。

施工に伴います入れかえ土量につきましては、約７,７００立方メートルを考えております。

それで、工期は平成２２年３月３１日ということになっております。

以上で詳細説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（北川嘉明） 提案理由の説明が終わりました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第２４ 議案第５０号 地方自治法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（北川嘉明） 日程第２４、議案第５０号地方自治法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（北川嘉明） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第５０号地方自治法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について説明を申し上げます。

本案件につきましては、地方自治法の一部を改正する法律が平成２０年６月１８日に公布されたことに伴い、関係する４条例の一部改正であります。

地方自治法の改正内容として、１つは議案の審査または議会の運営に関し協議または調整を行うための場を設けることができることとされたことでございます。このことが、同法第１００条第１２項に追加規定されたことにより、引用条項のずれを修正しますが第１条の太子町議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正でございます。

もう一つの改正内容は、議会の議員の報酬の名称が議員報酬とされたことであります。第２条から第４条において、太子町行財政審議会条例、議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例、昭和４８年度における期末手当の割合等の特例に関する条例の字句の改正をしたものであります。よろしく審議を賜り、原案のとおり可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（北川嘉明） 提案理由の説明が終わりました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第25 議案第51号 太子町報酬
及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例の制
定について

○議長（北川嘉明） 日程第25、議案第51号
太子町報酬及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例の制定についてを議題としま
す。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（北川嘉明） 本案について提案理由
の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第51号太子町報酬
及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例の制定について説明を申し上げます。

労働安全衛生法では常時50人以上の労働者
を使用する事業所には産業医の選任が規定さ
れておりますが、太田小学校において児童数
の増加で教職員数が50人を超えたことによ
り、学校の産業医の選任が必要となりました。

産業医の報酬は、社団法人揖保郡医師会と
締結しております産業医選任に関する契約の
基本報酬額区分によっているところでござい
ますが、産業医対象事業所は役場のみであり
ましたので、現行条例のように規定されてい
たところでございます。

このたび、学校の産業医の選任が必要にな
りましたので、基本報酬額区分に従い産業医
の報酬額を整理しようとするものでございま
す。

施行日につきましては、平成20年10月1日
としております。よろしく審議を賜り、原案
のとおり議決いただきますようお願い申し上
げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（北川嘉明） 提案理由の説明が終わ
りました。

~~~~~

日程第26 議案第52号 太子町ふる  
さと応援寄付条例の制定に  
ついて

○議長（北川嘉明） 日程第26、議案第52号  
太子町ふるさと応援寄付条例の制定について  
を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（北川嘉明） 本案について提案理由  
の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第52号太子町ふる  
さと応援寄付条例の制定について説明を申し  
上げます。

ふるさと寄附金制度につきましては、最近  
報道機関でもよく取り上げられております  
が、太子町といたしましてもふるさとへの思  
いを持つ方や本町のまちづくりに対し共感  
を持つ方から寄附金を広く募り、この寄附金  
を財源とした事業を実施し、多くの方の参加  
によるまちづくりを推進しようと、太子町ふる  
さと応援寄付条例を制定するものでございま  
す。

この条例では、寄附者がその用途を指定で  
きることを定め、また基金を設置することに  
より寄附金の管理を明確にいたしております。

なお、ふるさと納税制度が盛り込まれた地  
方税法等の一部を改正する法律が本年4月  
30日に公布され、ふるさとを応援したい、親  
しみを感じるところを応援したいという納税  
者の思いを実現するため、寄附金という形で  
地方自治体に寄附された場合、個人住民税を  
一定限度まで控除する仕組みになっておりま  
す。

施行日につきましては、公布の日としてお  
ります。

詳細につきましては、副町長より説明申し  
上げますので、よろしく審議を賜り、原案の  
とおり議決いただきますようお願い申し上  
げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（北川嘉明） 副町長。

○副町長（八幡儀則） ただいま上程されま  
した議案第52号の太子町ふるさと応援寄付条  
例の制定について詳細説明を申し上げます。

ふるさと納税制度が盛り込まれた地方税法等の一部を改正する法律が本年4月30日に公布されました。この制度は、ふるさとを応援したい、親しみを感ずるところを応援したいという納税者の思いを実現するために寄附金という形で地方自治体に寄附された場合、個人住民税、所得税の一定限度まで控除する仕組みでございます。

太子町としまして、ふるさとへの思いを持つ方や本町のまちづくりに対し共感を持つ方から寄附金を広く募り、寄附者が使途を指定することができることを定め、また基金の設置により寄附金の管理を明確にするため、太子町ふるさと応援寄付条例を制定するものでございます。

それでは、条を追ってご説明申し上げます。

第1条は設置目的でございますが、太子町のまちづくりに対し寄附金を募り、その寄附金を財源として寄附者の思いを具体化することにより、個性あるふるさとのまちづくりの推進を図ることを目的として定めております。

第2条では、寄附金を適正に管理運営するために基金を設置することを定めております。

第3条では、寄附者があらかじめ事業を指定できることを定めています。寄附される方は、規則第2条に定める5つの事業項目から選択していただくこととなります。ただし、寄附者による指定がない場合、町長が定めることとし、すべての寄附金の使途を特定いたします。

第4条では、基金の積み立て、管理及び処分などの基金の運用に当たっては、その運用状況を広報等により公開し、寄附者に対して報告するなど、寄附者の意向が反映されるよう配慮することを定めております。

第5条では、この条例に基づく寄附金はすべて基金に積み立てることを定めております。

第6条では、基金の管理についての規定

で、基金に属する現金は金融機関への預金、その他、最も確実かつ有利な方法で保管しなければならない旨、定めております。

第7条では、基金の運用益金の処理についての規定で、基金の運用から生じる収益は一般会計歳入歳出予算に計上して基金に積み立てることを定めております。

第8条では、基金の処分についての規定で、規則第2条に定める事業に充当する場合に限り、処分できるものと定めております。

なお、第2項の規定については、本町のすべての基金条例において定めているもので、基金に属する現金の預け先である金融機関が破綻した場合、当該金融機関の町債と基金との相殺を可能とするための規定でございます。

第9条では、歳計現金の支払いなどのため、一時的に基金現金を使用する必要性が生じた場合、繰り戻しの方法、繰り戻し時に支払う利率を定めた上で、一時的に基金の現金を歳計現金に繰りかえて使用できる旨を定めております。

第10条では、条例の運用に必要な事項を規則委任することについて定めております。

附則ですが、この条例の運用開始日は条例の公布日としております。

以上で詳細説明を終わります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（北川嘉明） 提案理由の説明が終わりました。

この際、暫時休憩いたします。

再開は午後1時10分からとします。

（休憩 午後0時00分）

（再開 午後1時09分）

○議長（北川嘉明） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの議案のうち、一部に印刷の誤りがありましたので訂正したい旨、届け出がありますので、これを許します。

教育次長。

○教育次長（塚原二良） 午前中に上程されました議案の中で議案番号表記に誤りがござ

いましたので、一部訂正させていただいて、おわびを申し上げたいと思います。

議案番号51太子町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。訂正箇所が、表記のところに「第51号議案」ということでしとりましたが、正しくは「議案第51号」でございます。申しわけございませんでした。訂正のほう、よろしくお願ひしたいと思います。

~~~~~

日程第27 認定第1号 平成19年度
兵庫県太子町一般会計歳入
歳出決算の認定について

日程第28 認定第2号 平成19年度
兵庫県太子町国民健康保険
特別会計歳入歳出決算の認
定について

日程第29 認定第3号 平成19年度
兵庫県太子町介護保険特別
会計歳入歳出決算の認定に
ついて

日程第30 認定第4号 平成19年度
兵庫県太子町老人保健特別
会計歳入歳出決算の認定に
ついて

日程第31 認定第5号 平成19年度
兵庫県太子町墓園事業特別
会計歳入歳出決算の認定に
ついて

日程第32 認定第6号 平成19年度
兵庫県太子町下水道事業特
別会計歳入歳出決算の認定
について

日程第33 認定第7号 平成19年度
兵庫県太子町前処理場事業
特別会計歳入歳出決算の認
定について

日程第34 認定第8号 平成19年度
兵庫県太子町水道事業会計
決算の認定について

○議長（北川嘉明） 日程第27、認定第1号
平成19年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決

算の認定についてから日程第34、認定第8号
平成19年度兵庫県太子町水道事業会計決算の
認定についてまでを一括議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（北川嘉明） 順次、提案理由の説明
を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 認定第1号から第8号
までの各会計決算の認定について、一括して
説明を申し上げます。

最初に、認定第1号平成19年度兵庫県太子
町一般会計歳入歳出決算について説明を申し
上げます。

決算の概要としましては、歳入総額82億
3,352万7,123円、歳出総額80億1,581万
6,079円。

歳入歳出差し引き額は2億1,771万1,044円
であり、繰越明許費として翌年度に繰り越す
べき財源170万円を差し引いた実質収支額は
2億1,601万1,044円となっております。

歳入については、予算額83億7,123万
1,000円、調定額86億6,623万9,621円に対
し、収入済額82億3,352万7,123円、不納欠損
額1,433万8,395円、収入未済額4億1,837万
4,103円でございます。

また、歳出については、予算額83億
7,123万1,000円に対し、支出済額80億
1,581万6,079円、翌年度繰越額2,460万円、
不用額3億3,081万4,921円となっております。

続きまして、認定第2号平成19年度兵庫県
太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算に
ついて説明を申し上げます。

歳入歳出決算額は、歳入総額28億3,751万
2,526円に対し、歳出総額27億5,978万747円
で、歳入歳出差し引き額は7,773万1,779円と
なっております。

歳入につきましては、予算額28億8,683万
1,000円、調定額30億6,250万1,376円に対
し、収入済額28億3,751万2,526円、不納欠損
額852万3,000円、収入未済額2億1,646万

5,850円でございます。

また、歳出については、予算額28億8,683万1,000円に対し、支出済額27億5,978万747円、不用額1億2,705万253円となっております。

次に、認定第3号平成19年度兵庫県太子町介護保険特別会計歳入歳出決算について説明を申し上げます。

歳入歳出決算額は、歳入総額13億3,883万7,033円に対し、歳出総額13億1,794万5,286円で、歳入歳出差し引き額は2,089万1,747円となっております。

歳入については、予算額13億8,236万5,000円、調定額13億5,298万5,641円に対し、収入済額13億3,883万7,033円、不納欠損額36万2,000円、収入未済額1,378万6,608円でございます。

また、歳出については、予算額13億8,236万5,000円に対し、支出済額13億1,794万5,286円、不用額6,441万9,714円となっております。

次に、認定第4号平成19年度兵庫県太子町老人保健特別会計歳入歳出決算について説明を申し上げます。

歳入歳出決算額は、歳入総額17億1,739万6,950円に対し、歳出総額17億1,192万1,620円で、歳入歳出差し引き額は547万5,330円となっております。

歳入については、予算額18億3,368万円に対し、調定額、収入済額とも17億1,739万6,950円でございます。

また、歳出については、予算額18億3,368万円に対し、支出済額17億1,192万1,620円で、不用額は1億2,175万8,380円となっております。

次に、認定第5号平成19年度兵庫県太子町墓園事業特別会計歳入歳出決算について説明を申し上げます。

歳入歳出決算額は、歳入総額3,081万2,965円に対し、歳出総額2,547万1,150円で、歳入歳出差し引き額は534万1,815円となっております。

歳入については、予算額2,798万8,000円、調定額3,104万6,965円に対し、収入済額3,081万2,965円、収入未済額23万4,000円でございます。

また、歳出については、予算額2,798万8,000円に対し、支出済額2,547万1,150円で不用額は251万6,850円となっております。

次に、認定第6号平成19年度兵庫県太子町下水道事業特別会計歳入歳出決算について説明を申し上げます。

歳入歳出決算額は、歳入総額16億9,415万2,520円に対し、歳出総額16億7,305万643円で、歳入歳出差し引き額は2,110万1,877円であり、繰越明許費として翌年度に繰り越すべき財源1,341万9,000円を差し引いた実質収支額は768万2,877円となっております。

歳入については、予算額17億1,126万6,000円、調定額17億3,003万5,711円に対し、収入済額16億9,415万2,520円、不納欠損額14万209円、収入未済額3,574万2,982円でございます。

また、歳出については、予算額17億1,126万6,000円に対し、支出済額16億7,305万643円、翌年度繰越額1,341万9,000円、不用額2,479万6,357円となっております。

次に、認定第7号平成19年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計歳入歳出決算について説明を申し上げます。

歳入歳出決算額は、歳入総額1億3,326万3,139円に対し、歳出総額1億3,138万732円で、歳入歳出差し引き額は188万2,407円となっております。

歳入については、予算額1億3,348万1,000円に対し、調定額、収入済額とも1億3,326万3,139円でございます。

また、歳出については、予算額1億3,348万1,000円に対し、支出済額1億3,138万732円で、不用額は210万268円となっております。

最後に、認定第8号平成19年度兵庫県太子町水道事業会計決算について説明を申し上げ

ます。

今年度の収益的収入は、水道使用料金改定により前年度対比6.9%の増収となりました。

また、事業費用においては、営業費用での3.8%の増、営業外費用での14.2%の減等により、費用全体として前年度対比2.1%の増となりました。その結果、収益的収支の収入総額4億7,410万6,508円に対し、支出総額4億9,862万1,196円で、純損失は2,451万4,688円となりました。

一方、資本的支出におきましては、配水施設改良事業として太田配水池舗装工事等を行いました。その結果、資本的収支の収入総額190万円に対し、支出総額6,928万3,081円で、不足する額6,738万3,081円は過年度分損益勘定留保資金及び当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補てんいたしております。

以上、8会計の決算案件についての説明を終わらせていただきますが、詳細につきましては、副町長、経済建設部長より、それぞれ説明を申し上げますので、認定いただきますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

○議長（北川嘉明） 副町長。

○副町長（八幡儀則） それでは、ただいま上程されました決算についてご説明申し上げます。

私からは認定第1号から認定第5号までを詳細説明をさせていただきます。

認定第1号平成19年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定について詳細説明を申し上げます。

まず、主要施策の成果に関する調書に記載しております事項につきましては、重複説明になっている箇所もあろうかと思いますが、ご了承いただきたいと思います。

歳出からご説明申し上げます。

全体を通して、人件費につきましては16億2,236万1,000円で、前年度比5.3%減となっております。主に退職者、新卒者の異動に

よるものでございます。

それでは、22ページをお願いいたします。

款1議会費、項1議会費、目1議会費、節1報酬につきましては、19年度から議員条例定数が16名となったことにより、前年度と比較してみますと306万746円の減額となっております。節4共済費につきましては掛金とともに負担金も増となったため、前年度と比較しますと274万4,100円の増額となっております。節10交際費につきましては、慶弔費が6件で9万円、渉外費が2件で2万円、賛助費が2件で1万5,000円となっております。前年度と比較してみますと2万5,500円の減額となっております。節19負担金補助及び交付金のうち政務調査費交付金につきましては、予算額96万5,000円に対しまして決算額55万1,490円となっております。

23ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節10交際費につきましては、渉外費50件で62万3,127円、慶弔費86件で85万922円、賛助費54件で62万8,000円、その他4件で5万9,880円となっております。節19負担金補助及び交付金につきましては、前年度比2,257万352円の減となっております。前年度は勸奨による退職者4名分の市町村職員退職手当組合特別負担金2,349万7,361円がございましたが、19年度は勸奨、死亡による退職者2名となっており、ともに国民健康保険特別会計から支出しておりますので減額となっております。

25ページをお願いいたします。

目5財産管理費、節15工事請負費につきましては、前年度比230万4,750円の増となっておりますが、財政課通路屋根設置工事、庁舎西側下水道接続工事等の増によるものでございます。

27ページをお願いいたします。

目7電子計算機費、節13委託料のうち、業務システムプログラム修正委託料210万円につきましては、19年度で置きかえを実施した新基幹業務システムと地域包括支援センター

システムとの間のデータ連携構築委託料でございます。同じく業務システムデータ移行委託料3,880万2,750円につきましては、旧システムで管理していたデータを新システム側に移行するためのデータの変換、作成業務委託料でございます。節14使用料及び賃借料のうち、電子計算機借料4,664万6,949円につきましては、電子計算機及びシステムのリース料で、うち2,328万4,800円を新基幹業務システムの構築に係る経費一式として平成20年1月より5年間のリース契約に基づき支出をいたしております。

30ページをお願いいたします。

項2徴税费、目2賦課徴収費、節23償還金利子及び割引料638万2,453円につきましては、個人町県民税133件で257万4,853円、法人町民税36件で338万4,900円、固定資産税13件で33万2,200円、軽自動車税で13件で9万500円を過誤納付金として還付いたしております。

31ページをお願いいたします。

項4選挙費につきましては、参議院議員選挙及び太子町議会議員選挙が執行されましたので、1,294万9,603円の増となっております。

34ページをお願いいたします。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、節28繰出金1億6,385万1,395円につきましては、国民健康保険特別会計への繰出金でございます。その内訳といたしまして、法定分の繰り出しとして保険基盤安定に8,958万3,549円、職員給与費等に6,027万5,180円、出産育児一時金等に886万6,666円、財政安定化支援事業に512万6,000円となっており、任意的な繰り出しは昨年度5,000万円でしたが、平成18年度に保険税率の改定を行い、多額の前年度繰越金があったことなどにより、その他繰り出しは0となっております。繰出金総額は前年度と比較してみますと2,959万5,851円の減となっております。

35ページをお願いいたします。

目2老人福祉費、節28繰出金2億3,841万2,469円につきましては、介護保険特別会計への繰出金でございます。その内訳といたしまして、介護給付費に1億7,815万4,187円、職員給与費給付等に4,128万7,315円、事務費に1,897万967円となっております。前年度と比較してみますと、5,464万643円の増となっております。

36ページをお願いいたします。

目5障害福祉費、節8報償費346万円及び節13委託料のうち124万8,000円につきましては、障害児療育事業の指導員謝礼でございます。この事業は、平成17年7月より町独自の事業として開始し、理学、作業、言語、心理、音楽の各療法を実施いたしております。

37ページをお願いいたします。

節19負担金補助及び交付金のうち、障害者小規模通所援護事業補助金897万8,000円につきましては、身体障害者分587万1,000円、知的障害者分197万5,000円、精神障害者分113万2,000円となっており、それぞれ運営費を助成いたしております。同じく節19負担金補助及び交付金のうち、81万2,000円につきましては、広域事業である西播磨児童デイサービス先行実施事業の運営経費として本町が負担した金額でございます。さらに、児童デイサービス施設の建設負担金として均等割30%、人口割70%で算定した952万9,000円を負担しております。節20扶助費のうち、障害者補装具費433万5,644円につきましては、交付が41件、380万7,432円、修理が21件、52万8,212円でございます。

39ページをお願いいたします。

項2児童福祉費、目1児童福祉総務費、節19負担金補助及び交付金のうち、児童福祉施設整備事業補助金57万4,000円につきましては、沖代自治会及び川島自治会の児童公園整備に対して交付したものでございます。

40ページをお願いいたします。

目2保育所費、節13委託料のうち5,270万4,055円につきましては、公設民営で運営しております石海保育所運営委託料で、指定管

理者である社会福祉法人明和福祉会に支出しております。

42ページをお願いいたします。

目7乳幼児等医療費、節20扶助費5,284万5,334円につきましては、平成19年度から制度改正により就学前の6歳までとされていた対象者が小学校3年の9歳まで拡大されたことにより、昨年度と比較し約1,250万円増加いたしております。

43ページをお願いいたします。

目8児童館運営費、節18備品購入費126万3,080円につきましては、子育て学習センターが平成19年11月1日に旧太田東幼稚園施設に移転した際に備品整備を行ったものでございます。

44ページをお願いいたします。

款4衛生費、項1保健衛生費、目2予防費、節13委託料5,473万8,115円につきましては、胃がん検診、子宮がん検診、乳がん検診等、町民一人ひとりの健康に直結した事業を展開したものでございます。近年、健康への関心が高まっている中、胸部検診、基本健康診査、前立腺がん検診の受診者が増加傾向にあります。

46ページをお願いいたします。

目4環境衛生費、節19負担金補助及び交付金6,112万9,000円につきましては、火葬場施設の管理及び運営に係る経費2,172万4,000円と火葬場施設の整備に係る経費3,940万5,000円でございます。

48ページをお願いいたします。

款6農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費、節19負担金補助及び交付金のうち、農産物直売所開設補助金10万8,000円は、地産地消の推進のため太子夕市部会による新たな直売所の開設のための補助を実施したものでございます。

49ページをお願いいたします。

目6農地費、19負担金補助及び交付金のうち、農地・水・環境保全推進協議会負担金187万5,250円につきましては、19年度より実施された国の農政改革の3本柱の一つであり

ます農地・水・環境保全向上対策事業の本町負担分でありまして、協議会より農業資源を保全する活動に取り組む町内14組織に対し交付をされております。

50ページをお願いいたします。

款7商工費、項1商工費、目1商工振興費、節19負担金補助及び交付金のうち、町中小企業対策利子補給交付金133万7,148円は、町内企業の発展を図るため、商工会で取り扱う各種事業資金融資を受けた84の町内中小企業に対し利子補給を実施したものでございます。

51ページをお願いいたします。

款8土木費、項1土木管理費、目1土木総務費、節13委託料126万円につきましては、地図情報システム改修業務委託料でございます。既存の地図情報システムに街区基準点の管理機能を新たに追加し、測量事業者に対する情報提供等の運用を開始いたしております。

52ページをお願いいたします。

項2道路橋りょう費、目2道路維持費、節13委託料のうち、林田川堤防線外路面除草委託料521万7,450円につきましては、一級河川林田川及び二級河川大津茂川の河川堤防を町道として占用し、その影響部分の維持管理のため、約3万7,800平方メートルを年2回、3万6,400平方メートルを年1回の割合で除草したものでございます。引き続き、節15工事請負費の町道維持補修工事費499万9,050円につきましては、原勝原線排水対策工事及び沖代線ほか数路線の舗装補修工事等を実施したものでございます。

53ページをお願いいたします。

目3生活道路整備事業費、節15工事請負費157万5,000円並びに節17公有財産購入費195万1,891円及び節22補償補填及び賠償金11万3,657円につきましては、蓮常寺福地線の改良事業費であります。沖代線との交差部より約70メートルの区間において地権者2名から合計50.93平方メートルの道路用地を取得し、拡幅工事を実施したものでござい

す。

目4幹線道路整備事業費、節13委託料のうち、沖代線歩道整備測量設計委託料317万9,400円につきましては、旧兵庫西農協石海支店前からアグロ太子店前交差点南までの区間において実施予定の歩道改良事業のため約1万3,200平方メートルの地形測量を実施したものでございます。また、揖保線墓地移転造成等設計委託料283万800円につきましては、沖代墓地の移転に際し約1,300平方メートルの測量と新墓地の設計を行うもので、揖保線取付道路測量設計委託料138万3,900円につきましては、吉福水源地東側で揖保線と交差する道路について約130メートルの区間の道路及び歩道に係る測量と設計を実施したものでございます。引き続き、節17公有財産購入費2億1,628万7,371円につきましては、揖保線用地の地権者30名と合意に至り、52筆、1万2,630.09平方メートルを買収したものでございます。これにより買収予定地全体の約95%を取得しております。

54ページをお願いいたします。

項4都市計画費、目2街路事業費1,837万5,000円につきましては、街路龍野線整備に係る県営事業負担金でございます。平成19年度をもって町の負担金を要する部分の事業を完了し、引き続き県の道路事業により太子タクシー事務所前より北進する計画でございます。

款8土木費、項4都市計画費、目3下水道事業費、節28繰出金につきましては、下水道事業特別会計、前処理場特別会計にそれぞれ7億5,494万8,000円、1億341万円を繰り出しております。

55ページをお願いいたします。

目5公園事業費、節17公有財産購入費2,208万1,400円につきましては、総合公園用地購入費であります。平成14年度に兵庫県町土地開発公社により取得した山陽輸送機跡地の買い戻しが最終年度となりましたので、公園東部の山林の買収に再着手いたしました。が、地価下落に伴う交渉の難航や地権者の相

続問題等により事業進捗が遅れ、結果として山林部の契約は2件で2,031.21平方メートルの買収にとどまりました。なお、予算執行の残は繰り越しさせていただき、平成20年度に実施しております。

56ページをお願いいたします。

目6土地区画整理事業費、節13委託料168万円につきましては、JR網干駅前土地区画整理事業調査設計業務委託料でございます。土地区画整理検討会から土地区画整理組合設立準備会へ名称を変更し、平成21年2月の都市計画決定を目途に法定図書等の修正等を実施したものでございます。

款9消防費、項1消防費、目2非常備消防費、節10交際費9万2,350円につきましては、消防団、団長交際費であり、慶弔費3件、4万3,000円、渉外費2件、4万9,350円でございます。前年度と比較しまして4万4,350円の増となっております。

57ページをお願いいたします。

目3消防施設費、節19負担金補助及び交付金のうち消防施設整備費補助金300万6,000円につきましては、東保自治会が消防倉庫を建築し、小型動力ポンプつき積載車1台を福地自治会が購入、その他、消火栓器具等として14自治会に補助を行ったものでございます。

58ページをお願いいたします。

目4災害対策費、節13委託料のうち、ハザードマップ策定委託料745万5,000円につきましては、水防法に基づく河川の浸水想定区域の指定により洪水予報等の伝達方法、避難所、その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、ハザードマップの策定と配布が義務づけられており、洪水等災害に対する防災の啓発のために全戸配布いたしました。また、地域防災計画見直し委託料357万円につきましては、平成9年度策定の地域防災計画について全面的に見直しを行ったものでございます。

款10教育費、項1教育総務費、目1教育委員会費、節10交際費10万2,354円につきましては、教育委員会交際費でございます。その

内訳といたしまして、慶弔費10件、5万円、
渉外費7件、2万8,554円、賛助費2件、2
万3,800円となっております。

59ページをお願いいたします。

目2事務局費、節19負担金補助及び交付金
のうち、日本スポーツ振興センター災害共済
掛金307万740円につきましては、掛金の一部
148万9,160円を保護者に負担をお願いいたし
ております。

60ページをお願いいたします。

項2小学校費、目1学校管理費、節11需用
費の修繕料のうち、太田小学校の受水槽修理
に200万円、プールサイド補修に341万
2,500円、またクラス数増加に対応するた
め、普通教室転用工事として石海小学校にお
いては合計181万1,346円、斑鳩小学校では合
計51万1,798円を支出いたしております。

61ページをお願いいたします。

目2教育振興費、節7賃金のうち、スクー
ルアシスタント賃金2名分の140万5,000円に
つきましては、注意欠陥多動性障害等により
行動面に特別な配慮や指導が必要な児童への
教育支援を行うため、太田小学校及び石海小
学校にスクールアシスタントとして配置した
ものでございます。

62ページをお願いいたします。

項3中学校費、目1学校管理費、節11需用
費の修繕料のうち、太子東中学校東側3階渡
り廊下天井部分に吹きつけているロックウー
ルの除去工事に393万7,500円を支出いたし
ております。

65ページをお願いいたします。

項4幼稚園費、目1幼稚園管理費、節15工
事請負費756万円につきましては、太田幼稚
園の南棟屋根の433平方メートルの補修工事
でございます。

66ページをお願いいたします。

項5社会教育費、目2公民館費でございま
すが、第50回公募美術展を初め第16回かるた
大会、たちばな大学、地区館講座などの関連
経費として人件費及び公民館管理運営費等の
合計5,018万6,916円となっております。

69ページをお願いいたします。

目5文化財保護費、節13委託料のうち、遺
跡発掘調査作業委託料228万9,100円につきま
しては、9件の試掘及び確認調査でございま
す。試掘確認調査の起因となる事業について
は、9件のうち民間の分譲住宅造成事業が8
件、道路整備事業が1件となっております。

70ページをお願いいたします。

目6図書館費、節18備品購入費718万994円
につきましては、図書4,130冊、電気掃除機
1台、ベビーシート1台を購入いたしております。
図書4,130冊の内訳は、一般図書
3,185冊、大型活字本63冊、参考図書59冊、
児童書822冊となっております。

75ページをお願いいたします。

項6保健体育費、目2体育館費、節18備品
購入費93万489円につきましては、初年度登
録から17年を経過した普通車から軽自動車に
買い換えたものでございます。

77ページをお願いいたします。

目4給食センター費、節13委託料のうち、
給食配送車運転業務等委託料837万9,000円に
つきましては、委託契約時間を18年度の3時
間30分から4時間に延長したため、65万
5,000円増額となっております。

款11公債費10億5,180万7,265円につきま
しては、前年度と比べ6,326万7,619円の減とな
っております。主な要因といたしましては、
学校教育施設等整備事業債の減によるもので
ございます。

以上で歳出の説明を終わります。

続きまして、歳入の詳細説明をさせていた
だきます。

歳入決算の全体を通して町税について
は、三位一体改革による税源移譲、定率減税
の廃止により前年度比10.8%の大幅に増加と
なっておりますが、その税源移譲の完了に伴
い、所得譲与税は平成18年度をもって廃止、
恒久的減税による減収を補てんする制度であ
った減税補てん特例交付金が平成18年度をも
って廃止されたことに伴い、経過措置として
特別交付金が新設されましたが、大幅に減額

されており、依然厳しい財政状況でございます。

それでは、5ページをお願いいたします。

款1町税、項1町民税、目1個人町民税16億4,885万3,086円につきましては、前年比3億7,906万1,400円、29.9%の大幅な増となっております。これは、先ほど申し上げたとおり、税源移譲や定率減税の廃止によるものでございます。

7ページをお願いいたします。

款9地方特例交付金2,282万7,000円につきましては、繰返しになりますが定率減税による減収分を補てんする制度であった減税補てん特例交付金が廃止になったことにより、前年度比5,583万9,000円、70.98%の大幅減となっております。

款10地方交付税14億84万2,000円につきましては、税源移譲による町税の収入推計額等の増加で基準財政収入額が大きくなったことにより、前年度比4,498万6,000円、3.11%の減となっております。

8ページをお願いいたします。

款12分担金及び負担金、項1負担金、目1民生費負担金、節2児童福祉費負担金1億2,664万2,680円につきましては、保育所児童保育料と保育所受託運営負担金並びに日本スポーツ振興センター災害共済掛金保護者負担金でございます。保育料につきましては、備考欄のとおりで、保育料徴収階層別で申し上げますと、平成20年3月末時点の在籍児童数は、1階層はなし、2階層で90名、3階層で38名、4階層で102名、5階層で121名、6階層で140名、7階層で27名、計518名となっております。

9ページをお願いいたします。

款13使用料及び手数料、項1使用料、目2土木使用料、節1道路使用料のうち、道路占用料1,983万2,270円でございますが、主な内訳は電柱や共架電線等に係るものが750万6,330円、地下埋設管に係るものが1,123万6,340円、この合計額を24の事業者から徴収をいたしております。

11ページをお願いいたします。

款14国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金、節3保育所運営費負担金のうち、現年度分6,683万8,475円につきましては、年間延べ利用児童者数でゼロ歳児が302名、1歳、2歳児が1,709名、3歳児が1,328名、4歳児以上が2,618名、合計5,957名に対する負担金でございます。また、過年度分576万2,295円につきましては、平成18年度実績に伴う精算追加交付でございます。

12ページをお願いいたします。

項2国庫補助金、目3土木費国庫補助金、節1道路橋りょう費補助金1億2,595万円につきましては、都市計画道路損保線に係る地方道路整備臨時交付金でございまして、事業費に対しまして10分の5.52相当額の交付金でございます。同じく節2都市計画費補助金のうち、都市公園事業費補助金680万円につきましては、総合公園整備事業に係る補助金でございます。事業費に対して3分の1相当額が交付されております。

目4消防費国庫補助金、節1消防費補助金248万5,000円及び15ページの款15県支出金、項2県補助金、目6消防費県補助金、節1消防費補助金につきましては、洪水ハザードマップ策定に係る国及び県の補助金で、策定費用の3分の1を補助するものでございます。

16ページをお願いいたします。

目7教育費県補助金、節2社会教育費補助金のうち、放課後児童健全育成事業補助金718万5,000円につきましては、各小学校学童保育園の運営補助金でございます。平成19年度は毎月第1土曜日及び学校振りかえ休校日を開園し、年間開園日数の増加などにより、平成18年度決算額より337万2,000円の増となっております。

項3委託金、目1総務費委託金、節2徴税費委託金につきましては、前年度比2,370万7,758円、59.9%の大幅な増加となっております。県民税徴収事務市町交付金の増加につきましては、税源移譲に伴い算出方法が変更

となったことによるものでございます。県民緑税交付金につきましては、18年度より県民緑税を徴収しておりますが、18年度分は県民税徴収事務市町交付金に加算、19年度は別途県民緑税交付金として均等割100万円と納税義務者数に応じた額51万9,648円が交付されております。

款19諸収入、項3貸付金元利収入、目1民生費貸付金元利収入、節1民生費貸付金元利収入51万8,004円につきましては、住宅改修及び住宅建設資金貸付金の回収金でございます。内訳といたしましては、住宅改修分は1件で、元金12万1,935円、利子6,741円の合計12万8,676円、住宅建設分は3件で元金35万6,750円、利子3万2,578円の合計38万9,328円でございます。

21ページをお願いいたします。

款20町債、項1町債、目1土木債、節1都市計画事業債5,850万円につきましては、総合公園整備事業に係るものであります。内訳といたしましては、補助事業分が1,230万円であり、充当率は90%、単独事業分は4,620万円で、充当率は75%でございます。

以上で、認定第1号平成19年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定についての詳細説明を終わります。

続きまして、認定第2号平成19年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、詳細説明を申し上げます。

当年度の決算概要について申し上げます。

医療費の動向は一般被保険者及び退職被保険者等に係る療養給付費が大幅に増加いたしました。一般及び退職の1件当たりの日数は入院、入院外とも減少しておりますが、1件当たりの費用額並びに1人当たりの費用額において入院が著しく増加いたしております。当年度は、診療報酬改定がなく、医療技術の高度化の影響が医療費の伸びにそのまま反映されたものと分析いたしております。平成18年6月に健康保険法の一部を改正する法律が成立し、医療制度改革の取り組みに対応するため、当年度は国保事業が円滑に遂行でき

るよう、事前準備に追われる日々でございました。また、平成20年4月から後期高齢者医療制度が施行されるのに伴い、新たに国民健康保険税の賦課区分に後期高齢者支援金分が追加され、医療給付費分の保険税率改正と後期高齢者支援金の保険税率を設定するため、国民健康保険運営協議会を年4回開催しまして、当局が示した保険税率に理解を求めたところでございます。当年度は、後期高齢者医療制度に係る国民健康保険システム改修、また高齢者の医療の確保に関する法律に基づきまして平成20年4月から医療保険者に特定健診、特定保健指導が義務づけられ、国の基本方針に基づいた特定健康診査等実施計画の策定、糖尿病等の生活習慣病予防に着目した特定健診等の実施に向け被保険者の自主的な健康増進及び疾病予防を図る目的で国保ヘルスアップ事業に取り組んだところでございます。

8ページの歳出からご説明申し上げます。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は、国保事業の運営に要する経常的経費でございます。医療制度改革に伴い、国保システム改修委託料2,730万円などを支出いたしております。

項2徴税費、目1賦課徴収費は国保税の賦課徴収事務に要する経常的な経費でございます。

総務費のうち、目2連合会負担金の支出済額並びに医療制度改革に伴う国保システム改修経費に係る国庫補助を除いた額6,027万5,180円を職員給与費等繰入金として一般会計から繰り入れております。

9ページをお願いいたします。

款2保険給付費、項1療養諸費、目1一般被保険者療養給付費は8億4,223万6,794円で、前年度より保険者負担分は4,241万5,762円増加いたしております。1件当たりの費用額は入院、入院外とも増加し、入院は1件当たり41万1,803円であります。また、1人当たりの費用額は入院、入院外とも増加し、入院は1人当たり7万8,176円、入院外

は8万3,472円であります。

目2退職被保険者等療養給付費は7億7,581万2,097円で、前年度より保険者負担分は1億1,361万909円増加いたしております。

1件当たりの費用額は入院は増加し、入院は1件当たり48万3,330円でございます。また、1人当たりの費用額は、入院、入院外とも増加し、入院は1人当たり11万4,595円、入院外は14万8,998円でございます。

項2高額療養費、目1一般被保険者高額療養費は8,606万7,206円で、前年度より件数は76件増加、保険者負担分は374万6,948円減少いたしております。

10ページをお願いいたします。

目2退職被保険者等高額療養費は5,870万5,024円で、前年度より件数は179件増加、保険者負担分は717万9,693円増加いたしております。出産育児一時金並びに葬祭費の件数はともに前年度より減少いたしております。

款3老人保健拠出金、目1老人保健医療費拠出金は本年度概算医療費拠出金額3億9,048万170円に前々年度の精算額と調整金額を加算した額、4億1,294万696円を拠出したしております。老人保健医療対象者の減少等により拠出金額は前年度より2,676万9,849円減少いたしております。

11ページをお願いいたします。

款4介護納付金は、第2号被保険者1人当たりの負担額4万9,476円に第2号被保険者数3,238人を乗じた額1億6,020万3,288円に前々年度の精算額と調整金額を加算した額1億6,145万3,390円を納付いたしております。第2号被保険者1人当たりの負担額は増加しておりますが、前々年度の精算による不足額が少額であったため、納付金額は前年度より851万5,352円減少をいたしております。

款5共同事業拠出金、目1高額医療費拠出金は一般被保険者の医療費に係る拠出対象額の合計額に前々年度分及びその直前の2カ年度の高額医療費共同事業基準拠出対象額を合算した額をもとに算出した兵庫県下に占める太子町の拠出率を乗じて得た額2,962万

1,341円でございます。高額医療費共同事業の対象医療費はレセプト1件80万円を超えるものが対象で、拠出金の額は前年度より441万1,356円減少いたしております。

目2保険財政共同安定化事業拠出金は高額医療費拠出金と同様に算出し、医療費案分と被保険者数案分により、それぞれの太子町の拠出率を乗じて得た額2億1,597万9,224円でございます。拠出金の額は前年度より1億855万8,258円増加いたしております。保険財政共同安定化事業の対象となるものは、レセプト1件当たり30万円を超える医療費でございます。

款6保健事業費、目1保健衛生普及費は、被保険者の健康の増進を図る目的で支出する経費などで、平成20年度から特定健診、特定保健指導が始まるに当たり、国の特定健診等基本方針に基づいた特定健康診査等実施計画を策定し、被保険者の生活習慣病の1次予防を位置づけた事業として個々の被保険者の自主的な健康増進及び疾病予防を図る目的で、国保ヘルスアップ事業に取り組みました。当年度の保険事業の総額は1,651万2,836円で、前年度より1,433万6,370円増加いたしております。

12ページをお願いいたします。

款7基金積立金は、先ほど申しましたように前年度繰越金により財政収支が安定し、国保財政の基盤を強化するため1,709万8,435円を積み立てました。

款9諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目3償還金は、平成18年度の医療費の精算により一般被保険者に係る療養給付費負担金972万7,709円と退職被保険者等に係る療養給付費等交付金978万3,796円をそれぞれ返還いたしております。

続いて、歳入について説明を申し上げます。

3ページをお願いいたします。

款1国民健康保険税は前年度よりわずかながら増加し、総額は8億4,408万6,563円であります。医療給付費分の現年課税分は一般は

減少しましたが退職は増加いたしております。介護納付金分の現年課税分は一般、退職とも減少いたしております。一般の医療分と介護分を合わせた現年課税分は5億617万9,411円で、前年度分より1,499万3,559円減少いたしております。また、退職の医療分と介護分を合わせた現年課税分は2億9,001万2,574円で、前年度より1,452万9,133円増加いたしております。保険税の増減の要因は、被保険者数の増減によるものでございます。

4ページをお願いいたします。

款3国庫支出金、項1国庫負担金、目1療養給付費等負担金の現年度分は4億4,839万9,148円で、前年度より830万7,333円減少いたしております。減少の要因は、老人保健医療費拠出金並びに介護納付金が減少したことによるものでございます。

項2国庫補助金、目1財政調整交付金は1億5,026万8,000円で、前年度より710万4,000円増加いたしております。交付率は前年同様9%で、普通調整交付金は減少しておりますが、特別調整交付金は大幅に増加いたしております。特別調整交付金は保険事業、徴収、医療改正、国保システム改修経費などに対して交付されております。

目2後期高齢者医療制度創設準備事業費補助金250万円は、保険税徴収システム開発及び医療制度改革に伴う保険者システム改修事業に対するものでございます。

目3高齢者医療制度円滑導入事業費補助金55万8,389円は市町村保険者システム改修並びに高齢者受給者証再交付事業に対するものでございます。

款4療養給付費等交付金は、退職被保険者等の保険給付に対して交付されるもので、7億4,186万9,000円でございます。前年度より1億782万3,575円増加いたしております。増加の要因は、療養給付費等が大幅に増加したためでございます。

款5県支出金は1億1,469万7,418円で、前年度より100万7,597円増加いたしております。

5ページをお願いいたします。

項2県補助金、目2財政調整交付金1億223万1,000円で、前年度より322万7,000円増加いたしております。普通調整交付金は7,431万6,000円で、前年度より365万9,000円減少しましたが、特別調整交付金は2,791万5,000円で、前年度より688万6,000円増加いたしました。特別調整交付金の内容は、住民の健康の増進を図る事業として1,892万7,000円、療養の給付等に要する費用の適正化を図る事業として317万7,000円、その他国民健康保険事業の運営の安定化に資する特別事業として341万1,000円、国民健康保険の財政に影響を与える特別の事情として240万円が交付されております。

款6共同事業交付金、目1高額医療費共同事業交付金は、レセプト1件当たり交付基準額の80万円を超える高額医療を対象として、高額医療費共同事業の実施主体である国保連合会から交付されるものでございます。高額医療費共同事業交付金は2,727万1,371円で、前年度より830万5,283円減少をいたしております。

目2保険財政共同安定化事業交付金は、レセプト1件当たりの交付基準額30万円を超える医療を対象として、保険財政共同安定化事業の実施主体である国保連合会から交付されるものでございます。この事業は、県内の国保間の保険税の平準化、財政の安定化を図る目的で平成18年10月に創設され、当年度の保険財政共同安定化事業交付金は2億552万2,695円で、前年度より1億119万3,197円増加いたしております。

款8繰入金は1億6,385万1,395円で、前年度より2,959万5,851円減少いたしております。当年度は制度的な繰り入れのみで、財政支援を目的とした任意的な繰り入れは行っておりません。

6ページをお願いいたします。

款9繰越金、療養給付費等交付金繰越金は、退職被保険者等に係る医療費精算により19年度で返還する978万3,796円であります。

目2 その他繰越金は1億1,544万7,228円は、前年度繰越金から療養給付費等交付金繰越金を除いた額で、前年度より8,321万645円増加いたしております。

歳入総額28億3,751万2,526円に対し、歳出総額は27億5,978万747円で、歳入歳出差し引き額7,773万1,779円を翌年度に繰り越しいたします。国民健康保険事業が将来にわたり安定的に運営できるよう、医療水準に適合した保険税の賦課並びに保険税の収納率向上等に取り組み、国保財政の基盤強化に努めながら、被保険者の健康増進を図るための保険事業に取り組んでまいります。

以上で、詳細説明を終わらせていただきます。

続きまして、認定第3号平成19年度兵庫県太子町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について詳細説明を申し上げます。

7ページの歳出からご説明申し上げます。

款1 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費3,636万8,170円につきましては、介護保険担当職員給与4名分、嘱託職員賃金1名分と介護保険制度改正に伴う介護保険システム改修委託料でございます。

目2 連合会負担金14万2,866円につきましては、国保連合会会員負担金均等割4万1,310円、第1号被保険者割10万1,556円でございます。

項2 徴収費、目1 賦課徴収費、節12 役務費81万3,290円につきましては、介護保険料納付書、賦課決定通知書、納付証明書などの郵送料でございます。

8ページをお願いいたします。

項3 介護認定審査会費、目1 介護認定審査会費、節1 報酬267万5,000円については、介護認定審査会の委員報酬でございます。認定審査会を46回開催し、延べ1,015件を審査し、平成20年3月末現在で819人の要介護、要支援と認定された方がおられます。

目2 認定調査費、節12 役務費463万7,665円については、主治医意見書の作成手数料で、新規の在宅234件、施設162件、継続の在宅

528件、施設127件、検査料1件で、計1,052件の手数料でございます。

款2 保険給付費、項1 介護諸費、目1 介護サービス費については、要介護1から5と認定された方への居宅介護サービス給付費として延べ7,091人、3億7,615万5,190円、施設介護サービス給付費として延べ2,129人、5億2,761万6,565円、居宅介護福祉用具購入費として延べ45人、177万7,343円、居宅介護住宅改修費として延べ34人、425万945円、居宅介護サービス計画給付費として延べ3,246人、3,699万3,589円、地域密着型介護サービス給付費として延べ383人、6,771万326円を支出しており、合わせて10億1,450万3,958円でございます。

9ページをお願いいたします。

目2 予防サービス費については、要支援と認定された方への介護予防サービス給付費として延べ2,766人、7,592万8,256円、地域密着型介護予防サービス費として延べ6人、157万1,220円、介護予防福祉用具購入費として延べ34人、62万9,611円、介護予防住宅改修費として延べ23人、273万7,365円、介護予防サービス計画給付費として延べ2,216人、907万2,500円支出しており、合わせて8,993万8,952円でございます。

目3 高額介護サービス費については、介護保険サービスに係る自己負担額が一定額以上になったときに払い戻される高額介護サービス費で、延べ1,446人、1,350万2,319円を支出いたしております。

目4 特定入所者サービス費については、低所得の方の介護保険サービスに係る自己負担額の一定額以上を支給する特定入所者サービス費として延べ976人分で2,675万5,420円を支出いたしております。

目5 審査支払手数料については、兵庫県国民健康保険団体連合会に審査業務の手数料として延べ1万7,686件分、149万4,460円を支出いたしております。

款3 介護サービス事業費、項1 介護サービス事業費、目1 介護サービス事業費、節13 委

託料375万9,700円については、介護予防ケアプラン作成業務委託料として延べ1,027人分を支出いたしております。

10ページをお願いいたします。

款4財政安定化基金拠出金、項1財政安定化基金拠出金、目1財政安定化基金拠出金116万7,101円については、市町の介護保険財政が安定的に運営されるよう、県の基金に積み立てるものでございます。

款5地域支援事業費、項1介護予防事業費、目1介護予防事業費、節13委託料、介護予防教室委託料については、町内のランチ型介護支援センターに委託して、平成19年度は年4回開催し、12万円支出いたしております。介護予防事業委託料については、高齢者に体力づくりやレクリエーションを提供するいきいき教室を委託し、延べ2,331人が利用し、1,000万5,000円を支出いたしております。

11ページをお願いいたします。

項2包括的支援事業費、目1包括的支援事業費、節13委託料320万円につきましては、65歳以上の家庭を訪問し、現況の聞き取り調査及び相談業務を委託し、延べ1,129人分を支出いたしております。

款9諸支出金、項1償還金、目1償還金については、平成18年度保険給付費の精算の結果、介護給付費負担金返還金2,868万1,951円、地域支援事業費交付金返還金14万3,538円支出いたしております。

次に、歳入について説明を申し上げます。

3ページをお願いいたします。

款1保険料、項1介護保険料、目1介護保険料の収入済額については、節1現年度分として特別徴収保険料5,468人、2億7,007万6,111円、普通徴収保険料743人、2,352万9,275円、節2滞納繰越分保険料として31人、63万6,625円の収入済みであり、合計で2億9,424万2,011円でございます。また、収入未済額については、現年度分と滞納繰越分を合わせて251人、1,378万6,608円となっており、徴収率は95.4%でございます。

款2介護サービス事業収入、項1介護サービス事業収入、目1介護サービス事業収入については、地域包括支援センターの介護予防サービスプラン作成報酬として908万500円の収入済みでございます。

款4国庫支出金、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金として1億9,626万681円の収入済みでございます。

項2国庫補助金、目1調整交付金として2,038万5,000円、目2地域支援事業交付金として1,007万3,915円、目3事務費交付金として146万1,000円、それぞれ収入済みでございます。

4ページをお願いいたします。

款5支払基金交付金、項1支払基金交付金、目1介護給付費交付金として3億5,258万4,434円、目2地域支援事業交付金として333万8,000円の収入済みでございます。

款6県支出金、項1県負担金、目1介護給付費負担金として1億6,840万4,000円、項2地域支援事業交付金として503万6,957円、項3委託金、目1総務費委託金として2万2,000円、それぞれ収入済みでございます。

款7財産収入、項1財産運用収入、目1利子及び配当金として19万3,665円の収入済みでございます。

5ページをお願いいたします。

款8繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金として節1保険給付事業繰入金として2億3,170万7,077円、節2介護サービス事業繰入金として670万5,392円を繰り入れております。

款9繰越金については、前年度繰越金として2,822万3,204円を計上いたしております。

款10諸収入、項3雑入、目1雑入については、介護予防事業個人負担金として69万9,000円、介護保険事業所の運営等に関する基準違反に係る介護給付費返還金として970万6,259円、介護高額給付費返還金として10万4,858円、介護給付費返還金に係る加算金として20万6,414円を収入しており、合わせて1,071万6,531円でございます。

目2第三者納付金については、第三者行為による損害賠償請求分として30万8,654円収入いたしております。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、認定第4号平成19年度太子町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について詳細説明を申し上げます。

昭和58年2月に老人保健法が施行され、老人保健制度はすべての医療保険がお金を出し合い、公費とあわせて高齢者の医療を今日まで支えてきた老人保健制度は、平成20年3月末で廃止となりまして、4月からは後期高齢者医療制度が始まりました。高齢者の方が安心して医療が受けられることを願っているところでございます。

歳出からご説明申し上げます。

5ページをお願いいたします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は、老人保健事業の運営に必要な経費で人件費と物件費でございます。医療事務専門員として雇用しているレセプト点検嘱託職員の賃金並びに兵庫県国民健康保険団体連合会に委託している老人保健医療事務共同電算処理費用及び受給者への医療費通知、高額医療費のお知らせ等に対する郵送料、第三者求償事務取扱手数料、ほかでございます。

款2医療諸費、項1医療諸費、目1医療給付費は16億7,015万3,174円で、前年度より1億311万5,176円減額となっております。平成20年3月31日現在の老人保健医療対象者は2,485人で、1人当たりの老健負担分は67万2,094円、1件当たりの老健負担分は2万6,546円でございます。老健負担分はいずれも前年度より減少いたしております。1件当たりの負担額は、入院は前年度より減少しておりますが、入院外、調剤は若干増加いたしております。

目2医療費支給費は2,912万2,609円で、前年度より503万6,059円増加いたしております。1人当たりの老健負担分は、1万1,719円、1件当たりの老健負担分は9,231円

でございます。老健負担分はいずれも前年度より増加をいたしております。

款2医療諸費、項1医療諸費、目3審査支払手数料702万5,033円で、前年度より1万3,618円の増額でございます。

続いて、歳入の説明を申し上げます。

3ページをお願いいたします。

款1支払基金交付金、項1支払基金交付金、目1医療費交付金は9億831万9,601円で、前年度より7,194万1,399円減少いたしております。減少の要因は、老人保健の医療費が減少したためでございます。

款2国庫支出金、項1国庫負担金、目1医療費負担金は5億2,984万9,403円で、前年度より837万479円減少いたしております。

款3県支出金、項1県負担金、目1医療費負担金は1億2,822万7,238円で、前年度より898万1,894円減少いたしております。国庫支出金及び県支出金の減少は、老人保健医療費が減少したためでございます。

款4繰入金、目1一般会計繰入金は2,500万円減少いたしております。減少の要因は、医療費の精算により医療費交付金、医療費負担金の過年度収入があったためでございます。

款6諸収入、項2雑入、目1第三者納付金669万3,379円は、交通事故による納付金4件分でございます。

目2雑入531万3,008円は不当利得返還金で、アスベスト被害による医療費でございます。

以上で詳細説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、認定第5号平成19年度兵庫県太子町墓園事業特別会計歳入歳出決算認定の詳細説明を申し上げます。

まず、4ページをお願いいたします。

款1墓園事業費、項1墓園事業費、目1一般管理費の1,838万5,530円でございますが、主に一般会計への繰出金としての1,828万8,000円と墓園年間管理料の納付書郵送料としての役務費5万6,940円となっております。

す。

目2の墓園管理費の708万5,620円でございますが、除草作業、ごみ処理等の清掃管理委託や樹木の剪定、芝刈り、薬剤散布等の植栽管理委託、また自治会への車どめ開閉業務委託として549万1,900円と修繕料として65万8,705円、これは主に区画表示プレートの修繕として42万5,250円、時計塔の修繕として15万5,000円となっております。区画表示プレートはプラスチック製で当初設置しておりましたため、紫外線や経年劣化によって割れや破損を生じていたほか、はがれて消失したものが多数ありましたので、金属製に変更し、再設置いたしました。また、時計塔については、屋外設置であり、時計の内部機構が摩耗劣化して針が動かない状態であったため、部品交換により修繕いたしました費用などとなっております。また、墓所返還還付金については、申し込み後、墓碑の設置の見込みなく不要になったなどの理由による返還申請がございましたので、2基分、80万2,000円を返還いたしました。

次に、3ページの歳入をお願いいたします。

款1の使用料及び手数料の墓園永代使用料1,931万円で、25基分でございます。平成19年度末の応募状況は、累計で850基となっております。墓園年間管理手数料は841基分の571万8,750円でございます。

款2の繰越金につきましては、前年度繰越金として573万8,010円となっております。

また、款3の諸収入につきましては、預金利子として2万5,205円となっております。

以上で平成19年度兵庫県太子町墓園事業特別会計歳入歳出決算の詳細説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（北川嘉明） この際、暫時休憩します。

再開は2時55分。

（休憩 午後2時40分）

（再開 午後2時54分）

○議長（北川嘉明） 休憩前に引き続き会議を開きます。

経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） それでは、引き続き私のほうから説明させていただきます。

認定第6号平成19年度兵庫県太子町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定につきまして詳細説明を申し上げます。

それでは、5ページの歳出をお願いいたします。

款1下水道費、目1一般管理費の節19負担金補助及び交付金の揖保川流域下水道維持管理負担金でございますが、15年度から単年度精算となっております。負担水量は383万714立方メートルに対しまして2億7万4,150円の支出となっております。1立方メートル当たりの単価は当初56円を予定しておりましたが、精算によりまして52円強となっております。

次に、6ページをお願いします。

目2公共下水道事業費の節13委託料につきましては、平成18年度に施工のありました開発行為の下水道管布設等に係ります下水道情報化システム構築業務委託の162万7,500円の支出でございます。節15工事請負費でございますが、台風時の大雨対策として住宅側への流入防止のため、雨水1・2号幹線ゲート新築工事費137万6,550円、公共ます設置工事で3,689万8,022円の支出でございます。節19負担金補助及び交付金でございますが、姫路市と太子町との下水処理に関する協定書に基づきまして汚水長松幹線管渠築造工事負担金としまして1,696万8,570円でございます。

次に、7ページをお願いします。

目4流域下水道事業費、節19負担金補助及び交付金につきましては、揖保川流域下水道建設負担金としまして、流域の事業費から国庫補助分及び県費負担分を除きました事業費に対しまして関係3市1町が負担するものがございます。管渠につきましては、その7.44%、処理場につきましてはその9.82%が

太子町の負担割合となっております。平成19年度におきましては、A系の中央監視電気設備改築工事、A系の中央監視室改築工事、揖保川幹線管渠応急復旧工事等の負担で809万8,787円となっております。前年度比2,417万円の減となっております。また、県移管に伴います償還金負担としまして、兵庫西流域下水汚泥処理委託事業負担金として2,002万9,394円の支出となっております。前年度比約160万円の減となっております。

次に、款2公債費、目1元金につきましては、定期償還分の長期債元金償還金として5億7,874万9,703円でございます。前年度比約2,575万円の増でございます。また、平成19年度公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画について国の承認を受け、高利率の起債の償還を認められましたので、当該繰上償還に伴う長期債元金償還金としまして2億8,852万2,711円でございます。

次に、目2利子につきましては、定期償還分の長期債利子償還金として4億4,729万1,357円でございます。前年度比約409万円の減でございます。一時借入金としまして4億円を借りました利子で、68万2,739円の支出でございます。

続きまして、3ページの歳入をお願いします。

款1分担金及び負担金、目1下水道費負担金、節1下水道費負担金につきましては、平成17年度賦課の受益者負担金の平成19年度徴収分と猶予取り消しによる現年度分1,626万1,400円を収入いたしております。次に、節2下水道費過年度負担金としましては、収入済額が120万8,500円となっております。

款2使用料及び手数料、目1下水道使用料、節1現年度分下水道使用料といたしまして、有収水量313万2,263立方メートルに対しまして、収入済額が4億2,043万2,912円となっております。対前年度比、水量では7.1%の増、使用料金では6.8%の増となっております。節2の下水道過年度使用料につきましては529万6,184円の収入済みとなっております。

ります。

次に、項2手数料、目1下水道手数料につきましては、公認業者、責任技術者の新規登録手数料を合わせまして51万円、公認業者更新手数料が4社で12万円、責任技術者更新手数料が4万円、督促手数料が1,400円、合計しまして67万1,400円となっております。

款3繰入金、目1一般会計繰入金につきましては、一般会計からの繰入金が7億5,494万8,000円となっております。対前年度比1億186万円の増となっております。

次に、4ページをお願いします。

款5諸収入、目1雑入におきましては、平成18年度の消費税申告によります消費税還付金としまして73万7,347円、兵庫西流域下水汚泥処理精算金としまして8,107円が収入済みとなっております。

款6町債、目1下水道債につきましては、公共下水道事業債、流域下水道事業債、繰上償還に伴う下水道高資本費対策借換債及び資本費平準化債を合わせまして4億7,330万円の収入済みとなっております。

それでは、続きまして次、認定第7号をお願いします。

平成19年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計歳入歳出決算の認定につきまして詳細説明を申し上げます。

まず、3ページの歳入からご説明申し上げます。

款1使用料及び手数料、目1下水道使用料は、有収水量5万6,533立方メートルに対しまして、使用料単価が1立方メートル当たり210円でございますので、1,187万1,930円の収入済みとなっております。対前年度比、有収水量では1,079立方メートルの減で、使用料では22万6,590円の減となっております。

款2繰入金、目1一般会計繰入金につきましては1億341万円となっております。対前年度比2,754万6,000円の減額となっております。

款5町債、目1下水道債につきましては、流域下水道事業債でございまして、流域下水

道建設事業の前処理場会計負担分70万円でございます。また、繰上償還に伴います下水道高資本費対策借換債が1,370万円でございます。

次に、4ページの歳出をお願いいたします。

目1前処理場管理費の節11需用費の消耗品費でありますが、ステンレス曲管やコンプレッサー、電磁弁等の部品の取りかえ用の機械消耗品購入費60万2,610円の支出でございます。前年度比約60万円の減でございます。また、硫化水素対策といたしましてpH調整のための苛性ソーダ購入費55万294円の支出でございます。対前年度比約2万円の減となっております。また、光熱水費の電気料は471万3,663円の支出でございます。前年度比約4,000円の減となっております。また、自家発電機や制御盤等の老朽化によります機械修繕料は434万7,000円の支出でございます。対前年度比約209万円の増となっております。節13委託料につきましては、前処理場運転管理業務委託料としまして5,796万円の支出でございます。対前年度比と同額でございます。節19負担金補助及び交付金の揖保川流域下水道維持管理負担金ですが、15年度から単年度精算となっております。排水量6万2,469立方メートルに対しまして670万166円の支出となっております。対前年度比、水量では8,133立方メートルの減となり、負担金では約13万円の減額となっております。1立方メートル当たりの単価は、当初115円を予定しておりましたが、約107円となっております。

次に、5ページをお願いします。

目2流域下水道事業費につきましては、平成12年度より流域下水道建設負担金を下水道特別会計と計画処理水量によりまして案分しております。その負担金は82万5,480円で、前年度比約246万円の減となっております。また、兵庫西流域下水汚泥処理委託事業の県移管に伴います償還金負担としまして273万1,282円を支出で、前年度比約22万円の減、

また搬出しました汚泥焼却量は187.16トンに対しまして、その負担金は481万7,081円となっております。前年度比約141万円の増となっております。

次に、款2公債費、目1元金につきましては、定期償還分の長期債元金償還金としまして1,204万7,550円でございます。前年度比約2,828万円の減でございます。また、平成19年度公的資金補償金免除繰上償還に係ります公営企業経営健全化計画について国の承認を受け、高利率の起債の償還を認められましたので、当該繰上償還に伴う長期債元金償還金としまして1,476万4,619円でございます。

次に、目2利子につきましては、定期償還分の長期債利子償還金として706万2,413円でございます。前年度比約200万円の減でございます。

続きまして、認定第8号をお願いします。

平成19年度兵庫県太子町水道事業会計決算の認定につきまして詳細説明を申し上げます。

決算報告書の1ページから4ページまでは収益的収支及び資本的収支について消費税込みで作成しております。

1ページ、2ページの収益的収入及び支出をお願いします。

収入の状況は、事業収益において予算額4億7,142万4,000円に対し決算額4億9,751万5,435円となり、2,609万1,435円の増収となりました。この主な要因としましては、水道料金改定に伴う増収によるものでございます。

一方、支出の状況は、事業費用において予算額5億4,264万9,000円に対しまして決算額は5億843万8,304円となり、不用額は3,421万696円となっております。この主なものとしましては、営業費用、営業外費用における経費減によるものでございます。

3ページ、4ページの資本的収入及び支出をお願いします。

収入の決算状況は、予算額100万円に対し決算額は190万円で90万円の増でございます。

す。この理由といたしましては、工事負担金の増によるものでございます。

一方、支出においては、予算額8,358万5,000円に対し決算額6,928万3,081円となりまして、不用額1,430万1,919円となります。この主なものとしましては建設改良費の工事請負費の減によるものでございます。

詳細の内容につきましては、収益的収支は19ページ以降に税抜きで記載しております。また、資本的収支につきましては、27ページ、28ページに税込みで記載しております。

次に、5ページをお願いします。

資金収支表でございます。平成19年度の1年間に受け払いのありました事業資金の項目別明細でございます。

受け入れ資金の内訳は、前年度からの繰越金が4億9,440万948円、事業収益は3億8,855万6,657円、資本的収入では190万円、未収金では平成18年度末の未収金4,461万5,227円を収納しており、預かり金4億7,624万331円は徴収事務を受託しております下水道使用料でございます。

一方、支払い資金の内訳でございますが、事業費用においては5億1,093万7,991円、資本的支出では6,906万1,531円が支払い済みでございます。そして、平成18年度の未払金7,013万4,948円を支払いし、下水道使用料としての預かり金を4億1,761万8,939円を支払っております。

総受け入れ資金は14億571万3,163円に対し総支払い資金10億6,784万9,043円となり、差し引き額3億3,786万4,120円を平成20年度へ繰り越ししております。この額は9ページの貸借対照表、流動資産の現金預金の額でございます。

次に、6ページをお願いいたします。

平成19年度損益計算書で、収益的支出を項目別に税抜きで精算したものでございます。

1、営業収益4億7,118万5,604円から2、営業費用4億6,065万3,147円を差し引いた営業利益は1,053万2,457円で、これに3、営業外収益292万904円と4の営業外費用3,745万

1,060円を加減した経常損失は2,394万7,699円となり、特別利益と特別損失を加減した当年度純損失は2,451万4,688円となりました。前年度繰越欠損金1億3,501万3,048円を加算いたしますと、当年度末未処理欠損金は1億5,952万7,736円となっております。

次に、7ページ、8ページの剰余金計算書をお願いいたします。

利益剰余金の部では、1、減債積立金、2、利益積立金、3、建設改良積立金において前年度繰入額及び当年度処分別はありません。利益剰余金積立金合計は4億1,308万5,576円となっております。4の欠損金は、前年度欠損金処理計算を行った額の再計上でありまして、繰越欠損金として1億3,501万3,048円となっております。

8ページの資本剰余金の部では、1、受贈財産評価額の当年度発生高は、14ページ、15ページの受贈財産評価額内訳明細書のとおりで、宅地開発等により寄贈される配水管、配水支管等12件の評価額でございます。

2、工事負担金の当年度発生高は、資本的収入で受け入れた工事負担金でございます。翌年度繰越資本剰余金として48億4,950万4,943円となります。

次に、平成19年度欠損金処理計算書（案）でございます。当年度未処理欠損金1億5,952万7,736円は、地方公営企業法第33条の2及び同法施行令24条の3第1項の規定により利益積立金を繰り入れして欠損金処理をしますが、今年度は利益積立金繰入額がありませんので、1億5,952万7,736円を翌年度繰越欠損金処理としたいので、よろしく願いいたします。

次に、9ページ、10ページをお願いします。

平成19年度末現在の貸借対照表でございます。これは企業の財政状態を明らかにするため、資産、負債及び資本を総括的に表示したものでございます。平成19年度中の事業活動から生じた資産、負債、資本の増減を計上したもので、資産の部の1、固定資産の(1)有

形固定資産については資本的支出に経理されたものが各項目別に計上しておりまして、明細については29ページ、30ページの固定資産明細書に掲げておりますとおりでございます。

次に、2、流動資産の(1)現金預金3億3,786万4,120円は、先ほどの5ページ、資金収支表の翌年度繰越資金の額と一致いたしております。

(2)未収金は平成20年3月31日現在で5,352万5,517円となっております、この主なものとしましては水道料金2,157万3,254円、他会計負担金2,092万4,570円等があります。

(3)有価証券につきましては、資産運用といたしまして兵庫県公募公債に投資しております現在高でございます。

資産の合計は71億9,181万8,923円となります。

10ページの負債の部ですが、4、流動負債、(1)未払金1,945万6,302円の主なものとしまして、西播磨水道企業団からの受水費433万4,516円、未払い消費税572万7,000円、量水器取りかえ作業委託料346万275円、動力費301万7,392円等でございます。

(2)預かり金5,862万1,392円は、下水道使用料でございます。

負債合計額は7,807万7,694円となっております。

次に、資本の部です。

5、資本金、(1)自己資本金については、地方公営企業法施行令第25条の規定に基づいて積立金の処分額及び法適用時の一般会計からの引き継いだ額の累計でございます。

(2)借入資本金は企業債の未償還残高です。これにつきましては34ページ、企業債明細書に掲載しております。

資本金合計額20億1,067万8,446円となります。

6、剰余金につきましては、先ほどの7ページ、8ページでご説明を申し上げたとおりでございます。

剰余金合計額は51億306万2,783円となります。

以上が、資産、負債、資本の状況で、資産と負債資本の合計額がそれぞれ71億9,181万8,923円となります。

次に、11ページの事業報告書をお願いいたします。

これから以降は決算の附属書類でございます。

1、概況では平成19年度経営及び事業実施の概要を文書で表現しております。

12ページ、(2)議会議決事項は、平成19年度中に議会へ提案させていただいた議案でございます。

(4)職員に関する事項は、平成20年3月末現在の職員の職階級に掲げております。

次に、13ページには(1)改良工事の概要を掲げておりまして、資本的支出の配水施設改良費の工事請負費の明細でございます。

14ページ、(2)保存工事の概況ですが、これは漏水修理等の件数でございます、今年度は64件実施しております。

(3)受贈財産評価額内訳明細書につきましては、先ほど資本剰余金のところで申し上げたとおり、宅地開発等によります寄贈されました配水管、配水支管等12件の評価額でございます。

16ページ、3、業務でございます。

(1)業務量は前年度対比で掲げております。用途別給水量では、第1種家事用が2.6%の減、第2種業務用が2.1%の減となり、第3種工場用はほぼ同じとなり、全体として1.9%の減となっております。

17ページ、(2)事業収入に関する事項、(3)事業費に関する事項については、区分別に前年度との対比でございます。事業収入では、給水収益の水道使用料改定に伴います増によりまして、全体として3,076万6,989円、6.9%の増収でございます。一方、事業費では、営業費用が3.8%の増、営業外費用は14.2%の減、特別損失が47.4%の減によりまして、全体として1,008万5,006円、2.1%の

増額となっております。

18ページ、(4)会計でございます。

②企業債及び一時借入金の概要ですが、これは企業債の借入状況でございます、借入総額14億8,960万円に対し、平成19年度末現在の未償還残高は11億8,834万4,413円となっております。

明細は34ページに掲載しております。

次に、19ページをお願いします。

これからは収益費用に係る明細です。主なところのみ申し上げます。

給水収益の水道使用料は、料金改定によりまして対前年度比3,242万626円の増収となり、その他の営業収益が加入件数の減により対前年度比397万4,460円の減収となりましたが、事業収益としては前年度対比3,076万6,989円の増収であります。

21ページからは事業費用でございます。

原浄水費は前年度対比696万6,296円の増です。光熱水費では老原浄水場下水使用料が8万7,080円の減、委託料では安全な水の供給から水質検査を関係法令の定めにより、一般検査を毎月龍野健康福祉事務所で、原水及び供給水の全項目等は東邦微生物病研究所、県立健康環境科学研究センターで実施してございまして、結果はいずれも水道法に定める水質基準値以下でありました。検査費用として349万389円を支払っております。

修繕料におきましては、各水源地や配水池の電気、機械等の施設の点検により不良及び故障箇所の取りかえ修理を行い、安定供給に努めました。主なものとしまして、吉福水源地の送水管取りかえ工事、送水ポンプ取りかえ修理、ポンプモーターの取りかえ修理、立岡山中継ポンプ修理。前年度対比191万8,220円の増となっております。

動力費は、全施設の電気使用量として306万1,480キロワットでございますが、前年度対比ではほぼ同程度となっております。

受水費につきましては、西播磨水道企業団から年間20万3,000トン、兵庫県企業庁から日最大2,000トン、年間51万1,000トンを受水

し、安定供給に努めており、費用は9,904万1,300円となっております。

次に、目、配水費は前年度対比441万6,101円の減です。23ページの節、調査費につきましては、町内の送配水管延長約16.7キロメートルの漏水調査を実施し、取水栓漏水、給水管漏水、分水栓漏水等の漏水把握に努めました。調査結果は、異常音及び漏水音が発見されませんでした。今後有収率の維持、漏水の早期発見からも継続的な調査が重要と考えています。

次に、目、給水費は、前年度対比368万2,068円の増です。今年度は検査満了メーター交換において事業の業務状況や対象件数が多かったことから、業者委託をしております。

目、総係費、前年度対比119万9,784円の増です。印刷製本費において検針票などの増刷を行いました。

25ページ、(目)減価償却費については、地方公営企業法施行規則第8条による償却方法等を採用しており、前年度対比で144万7,939円の増額となっております。

26ページ、営業外費用、(目)支払い利息及び企業債取扱諸費では、企業債利息として財務省財政融資分18件分として2,104万6,226円、公営企業金融公庫22件分、1,635万4,834円で、前年度対比221万8,850円の減となっております。

次に、27ページ、資本的収入及び支出をお願いします。

資本的収入では、目、工事負担金につきましては、給水工事関係によります負担金でございます。

資本的支出では、目、配水施設改良費の工事請負費につきましては、13ページの(1)改良工事の費用1,390万9,350円を支払っております。

目、固定資産購入費では、機械及び装置購入費として吉福水源地の機械及び装置等に老朽化によるふぐあい等が生じたため更新しております。

目、企業債償還金につきましては、財務省財政融資資金17件分の3,739万9,547円、公営企業金融公庫18件分、733万3,600円を支払っております。前年度対比1,437万432円の減であります。

29ページ、30ページは固定資産明細書でございます。9ページの貸借対照表、資産の部、有形無形固定資産の明細でございます。

31ページ、事業費用に掲げていますのは科目ごとの人件費の明細でございます。

32ページは款、事業費用4億9,862万1,196円の節ごとの構成費でございます。

33ページは補てん財源明細書でございます。これは資本的収入が支出に対して不足する額等に補てんする財源でございます。平成20年度へ繰り越す額は7億252万9,385円あります。

34ページは、先ほども言いましたように、企業債の明細でございます。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（北川嘉明） 提案理由の説明が終わりました。

これで日程第27、認定第1号から日程第34、認定第8号までの提案理由の説明は終わりました。

ここで、平成19年度一般会計、特別会計及び企業会計の8会計決算については、法令に基づいて監査委員の決算審査を受けていますので、代表監査委員から決算審査の説明を求めます。

森川勝代表監査委員。

○代表監査委員（森川 勝） 失礼いたします。

本年1月より改發様の後を受けまして監査委員を務めております森川でございます。何分ともにふなれではありますけれども、誠実に職務を遂行してまいりますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、平成19年度各会計の決算審査書の総括部分について読み上げさせていただきます。

1、審査対象、1つ、平成19年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算書、2つ、平成19年度兵庫県太子町特別会計歳入歳出決算書、国民健康保険、介護保険、老人保健、墓園事業、下水道事業、前処理場事業の6特別会計、3つ、附属書類、平成19年度兵庫県太子町歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、証書類。

2、審査期間、平成20年7月14日から平成20年7月30日まで。

3、審査の方法、一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書及び附属書類は、その計数が正確であるか、予算の執行が適正に行われているか、財務に関する事務が法令に準拠して処理されているかなどの点について審査しました。また、基金については、その設置目的に沿って適正に運用されているか、計数は正確であるかなどを審査しました。なお、審査の過程では関係職員からの説明を聴取するとともに、例月出納検査も参考にしました。

以上、審査の結果、審査に付された一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書及び附属書類の計数は正確であることを確認しました。

また、基金の運用状況はその設置目的に沿って運用され、計数は正確であると認めました。

決算の個別意見につきましては、以下に述べるとおりでありますので、ご確認いただきますようお願いいたします。

以上でございます。

恐れ入ります。引き続きまして、水道事業会計決算審査意見書について述べさせていただきます。

1、審査対象、平成19年度兵庫県太子町水道事業会計決算書、事業報告及び関係帳簿、証書類。

2、審査日、平成20年7月14日から平成20年7月30日まで。

3、審査の方法、審査に当たっては、決算報告書、損益計算書、剰余金計算書等及び附属書類に基づいて、計数の審査と会計内容が適正に行われているか、企業の経営及び財政

状況が適正に表示されているかなどの点について審査しました。なお、審査の過程では関係職員からの説明を聴取するとともに、例月出納検査を参考にして審査を実施しました。

審査の結果、提出された決算書及び事業報告書、財務諸表はいずれも地方公営企業関係法令に準拠して作成され、また財政状態も適正に表示され、かつ計数は正確であることを確認しました。

個別意見につきましては、以下をご確認い

たいただきますようお願いいたします。

以上で報告を終わります。

○議長（北川嘉明） 決算審査の説明が終わりました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は8月29日午前10時から再開します。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

（散会 午後3時33分）